

# 令和2年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和2年6月19日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

- |      |          |  |
|------|----------|--|
| 第 1  | 同意第 2 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 2  | 同意第 3 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 3  | 同意第 4 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 4  | 同意第 5 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 5  | 同意第 6 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 6  | 同意第 7 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 7  | 同意第 8 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 8  | 同意第 9 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 9  | 同意第 10 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 10 | 同意第 11 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 11 | 同意第 12 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 12 | 同意第 13 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 13 | 同意第 14 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 第 14 | 承認第 1 号  | 専決処分の承認（令和元年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回））         |
| 第 15 | 承認第 2 号  | 専決処分の承認（令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回）） |
| 第 16 | 承認第 3 号  | 専決処分の承認（令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 回））  |
| 第 17 | 承認第 4 号  | 専決処分の承認（令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回））   |
| 第 18 | 承認第 5 号  | 専決処分の承認（令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 3 回））   |
| 第 19 | 承認第 6 号  | 専決処分の承認（令和 2 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回））       |
| 第 20 | 承認第 7 号  | 専決処分の承認（令和 2 年度川棚町一般会計補正予算（第 2 回））       |
| 第 21 | 承認第 8 号  | 専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）               |

- 第 22 承認第 9 号 専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 23 承認第 10 号 専決処分の承認（川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 第 24 承認第 11 号 専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第 25 承認第 12 号 専決処分の承認（川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 26 報告第 2 号 令和元年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 第 27 報告第 3 号 令和元年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書
- 第 28 報告第 4 号 川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件
- 第 29 議案第 35 号 川棚町新型コロナウイルス感染症等対策基金条例
- 第 30 議案第 36 号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例
- 第 31 議案第 37 号 令和 2 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）
- 第 32 議案第 38 号 令和 2 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 33 議案第 39 号 川棚町税条例の一部を改正する条例
- 第 34 議案第 40 号 川棚町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 35 議案第 41 号 工事請負契約の締結について（川棚小学校校舎トイレ改修工事）
- 第 36 議案第 42 号 工事請負契約の締結について（小串小学校校舎トイレ改修工事）
- 第 37 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 38 議員派遣の件

総務厚生委員長  
産業建設文教委員長

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第1、同意第2号「川棚町農業委員会委員の選任について同意を求める件」から、日程第13、同意第14号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**議 長** もとい、私の口述に一部誤りがあります。農業委員会の選任と言いましたか、任命です。任命についての同意を求める件。訂正してお詫びをいたします。説明の方をよろしく願いをいたします。

**町 長** 皆様おはようございます。「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」についての提案理由をご説明いたします。

ただいま、同意第2号から同意第14号までの「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」につきましては、一括議題とされたので一括して提案理由をご説明いたします。川棚町農業委員会委員の選任につきましては、農業委員会等に関する法律により首長が議会の同意を得て任命するとされております。現在、現職であります農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了を迎えることから、新たに農業委員会委員を選任する必要が生じたところであります。そこで、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新たな農業委員会委員について議会の同意を求めるものであります。

その他詳細につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは説明をいたします。別紙の一覧表を一番最後に添付しておりますので、その資料により説明をいたします。

まず、左端に一連の番号として1から13番まで付しておりますが、この度、農業委員会等に関する法律第9条に基づき、候補者の推薦を求めたところ、13名の推薦があったところであります。川棚町農業委員会委員及び川

棚町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条に規定する定数と同数であります。

それでは、同意を求める候補者を住所、氏名、生年月日の順で読み上げます。1番、中山郷277番地、山口昌治、昭和36年8月16日生まれ。2番、五反田郷967番地、田中肇、昭和27年6月20日生まれ。3番、中組郷46番地、水谷博美、昭和21年9月28日生まれ。4番、五反田郷181番地、立石健吾、昭和29年7月1日生まれ。5番、小串郷1138番地、田崎信義、昭和39年2月27日生まれ。6番、下組郷896番地、尾田信彦、昭和37年11月30日生まれ。7番、上組郷31番地、園田義和、昭和28年2月23日生まれ。8番、百津郷599番地1、福田幸雄、昭和21年4月3日生まれ。9番、新谷郷491番地、寺井理治、昭和21年5月30日生まれ。10番、石木郷457番地、石木新一、昭和24年2月23日生まれ。11番、上組郷821番地、原清子、昭和27年1月11日生まれ。12番、木場郷1223番地、中野薫、昭和24年3月9日生まれ。13番、中組郷1290番地24、山中美由紀、昭和33年7月19日生まれであります。

13名の届出者につきましては、川棚町農業委員会委員候補者評価委員会の評価を受け、同委員会から町長に対し意見書の提出がなされております。

評価委員会では川棚町農業委員会委員の選任に関する規則第3条に規定する、農業委員会に推薦を受ける者及び募集に応募する者の条件として、町内に住所を有すること、町が設置するほかの附属機関等の委員でないこと及び町職員でないことの条件に適しているか評価が行われております。また、農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する欠格者でないこと、同条第5項に規定する農業委員の過半数を認定農業者が占めなければならないこと、同条第6項に規定する農業に関する識見を有する者等が、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係者を有しないこと、また、同条第7項に規定する委員の年齢、性別等に著しい偏りがないことなど、法律に規定する要件に抵触していないかについても評価がなされております。その結果、川棚町農業委員会委員の選任に関する規則第3条及び農業委員会等に関する法律第8条の規定に抵触しておらず、13人全員が農業委員会委員として適任であるとの評価がなされております。そこで提案するものであります。以

上、説明を終わります。

**議 長** これから、一括して質疑を行います。質疑のある方は、「同意第何号」と明確にしてから発言をお願いをいたします。質疑はありますか。田口議員。

**8 番 田 口** この表について2点お聞きします。今、最後の部分で説明がありましたが、いまいわかりにくかったのでお聞きしますが、この表の左上の方の1番、2番の方は推薦ってなってて、3番以下が応募ってなってますが、その推薦と応募の違いをもう一回お聞きしたいと思います。

それから、この表の右下に利害関係のない者の該当というのが2人だけ右下に書いてまして、上の方は横棒になってますが、これの意味を聞きたいと思います。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。質問にお答えいたします。まず推薦と応募についてということで質問がありました。推薦につきましては、各団体からの推薦をいただくということです。それと、あと応募については個人が応募をするということです。あと、利害関係についての件であります。利害関係につきましては、農業に従事していない、広範囲な、中立的立場である方が利害関係ということで表しておるところであります。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

**9 番 高 以 良** 同じく説明資料の方でお尋ねしますが、先ほど説明もありましたけれども、農業委員会の選任に当たっては認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないというのが農業委員会法で定めがありますが、数えたところ6人しかおられないようですが、どのように判断されたのかっていうことと、この表の8番に人・農地プランの中心的経営体という表現がありますが、どういうことか具体的に説明をお願いしたいと思います。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。質問にお答えいたします。農業委員会等に関する法律施行規則の第2条に認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の規定があります。同条のイ、ロ、ハ、ニ、ホのへになりますけども、農業振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役

割を果たすことが見込まれるものということの規定してありまして、その内容といたしましては、人・農地プランで中心的な経営体として位置付けられたものとされておりまして、認定農業者に準ずるものとして位置付けをされておりますことにより、8番の福田幸雄氏を1名認定農業者としてカウントをしているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。討論の際は、「同意第何号」と明確にしてからの発言をお願いします。討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から、同意第14号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までの採決を行います。

お諮りします。本件については、13件を一括して採決することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。この採決は、起立によって行います。

本件は、13件を一括して、同意することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(賛成者起立)



**議** **長** はい。全員起立です。したがって、同意第2号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から、同意第14号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までは、同意することに決定をいたしました。

(10 : 15)

**議** **長** 次に、日程第14、承認第1号「専決処分の承認（令和元年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** **長** 承認第1号「専決処分の承認（令和元年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和元年度川棚町一般会計予算の執行において補正の必要が生じましたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,566万6,000円減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を63億6,726万8,000円にしたものであります。

繰越明許費につきましては、新庁舎建設費のほか8件を繰り越しておりました、その内容につきましては第2表繰越明許費のとおりであります。併せて地方債の補正も行っております。

なお、これら補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

**議** **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。それでは事項別明細書の歳出からご説明いたしますが、今回の補正予算は3月末時点におきまして、決算を見込んだうえでの不用額を減額したもの、補助事業等の事業費決定に合わせた増減が数多く占めております。そのような決算見込みによる減額、または些細な増額につきましては簡略に説明させていただきますので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。それでは58、59ページをお願いいたし

ます。

2款総務費であります。1項1目一般管理費、説明欄の庁舎管理費の減額は、庁舎の緊急的な工事に対応するため50万円を工事請負費に計上しておりましたが、支出の見込みがなく全額を減額したものです。

次の2目秘書広報費につきましては、広報誌印刷費の執行残を減額したもので、その次の3目財政管理費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳を補正したものでございます。

次の6目企画費、説明欄の一般企画費は、13節において第6次川棚町総合計画策定業務の落札減を160万円減額したもので、次の町制施行85周年記念事業費につきましては、11節で不用額が見込まれましたので131万円を減額したものであります。

次の7目情報通信基盤整備事業費、説明欄の光ブロードバンド基盤整備事業費の減額は、15節において光ケーブル移設工事などの不用額を見込み99万円を減額したものです。

次の8目電算管理費につきましては、こちらも11節で不用額が見込まれましたので40万円減額したものです。

次の9目地域づくり事業費、説明欄の地域おこし協力隊事業費（農業振興）につきましては、平成30年4月に採用した地域おこし協力隊員を令和元年度も引き続き採用することにしておりましたが、昨年3月末に本人の申し出により急遽退任することとなりましたので、各節の不用額を減額したものです。

次の結婚新生活支援事業費につきましては、19節で10世帯分の補助金300万円を計上しておりましたが、実績がゼロとなりまして全額を減額したものでございます。

次の10目交通安全対策費につきましては、次のページになりますが9節で不用額が見込まれましたので減額したものでございます。失礼しました、次のページでございました、このページでございます。申し訳ございませんでした。次のページをお願いいたします。60、61ページです。

11目諸費であります。説明欄の一般諸費につきましては、8節で町表彰等に係る賞賜金の不用額が見込まれ、失礼しました、賞賜金の不用額が見込まれ減額したもので、次の活いきタクシー助成事業費につきましては、1

9節でタクシー助成券の使用実績により減額したものです。

次の14目下水道事業基金費から16目役場庁舎建設基金費につきましても、実績により基金積立金をそれぞれ減額したものであります。

次の18目移住・定住促進事業費につきましても、19節で地方生活実現移住支援補助金として1件分の100万円を計上しておりましたが、実績がなく減額したものでございます。

次の19目新庁舎建設費、説明欄の新庁舎建設費につきましても、8節から22節まで不用額を見込み減額したもので、次の別館棟改修費につきましても、13節で別館改修工事に係る設計業務委託等の落札減が生じたので285万円を減額したものです。

次の20目企業誘致推進費につきましても、長崎県産業振興財団への職員を1名派遣しておりましたが、9月いっぱい派遣中止となり、19節で財団への負担金を精算し、110万円を減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費であります。賦課徴収費につきましても、13節で地積図異動修正に係る委託料などの執行残を減額したもので、次の3項1目戸籍住民基本台帳費につきましても、7節で賃金の不用額を、13節で個人番号カードに係る委託業務に執行残が生じたので170万2,000円を減額したものでございます。

次の4項5目参議院議員通常選挙費につきましても、各節の執行残を減額したものでございます。

次の5項2目統計調査費につきましても、説明欄の各統計調査の執行残を各節において減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の母子福祉医療費につきましても、実績により20節の扶助費を208万円減額したもので、次の地域福祉基金費も地域福祉基金利子及び事業の確定により25節の積立金を減額したものでございます。

次の地域支え合い事業費につきましても、19節で地域見守りネットワーク事業に係る地区推進補助金の交付実績に合わせ、20万円を減額したものであります。

その次の国民健康保険事業費につきましても、国民健康保険事業特別会計

の補正に伴い、28節の繰出金を減額したものです。なお、その内訳につきましては、人件費等の繰出が64万円の減、そして出産一時金が56万円の減、合わせて120万円を減額したものです。

次の介護保険事業費につきましては、こちらも介護保険事業特別会計の補正に伴う28節の減額で、介護給付費及び地域支援事業等の一般会計負担分を減額したものでございます。

次の2目障害者福祉費、説明欄の障害者福祉費は実績により13節委託料を17万円減額し、20節において福祉タクシーの実績により39万円を減額したものです。

次の補装具給付費、その次の更生医療給付費、その次の障害者福祉医療費の減額につきましては、こちらも実績により20節扶助費を記載のとおり減額したものでございます。

次の障害福祉サービス事業費につきましては、こちらも実績により19節の負担金、補助及び交付金を630万円減額したものです。

次の地域生活支援事業費につきましては、12節で医師意見書作成に係る手数料を実績により30万円の減額、13節で障害者移動支援事業などの実績に基づき30万円の減額、そして19節で障害者支援区分審査費などに係る福祉組合分担金の変更に伴い12万円の減額、合わせて72万円を減額したものです。

次の育成医療給付費につきましては、実績に基づき20節を30万円減額し、次の障害児給付費であります。こちらも実績により19節を150万円減額したものです。

1番下になりますが、3目老人福祉費では事業実績に基づき19節、これが次のページでございます。19節、次のページでございまして、実績に基づき12万円を減額したものです。66、67ページをお願いいたします。

説明欄の養護老人保護措置費であります。こちらは13節委託料において養護老人ホーム措置費を実績により135万円減額したものです。

次の敬老事業費につきましては、8節において100寿のお祝い金及び敬老祝い金の実績に基づく33万円の減額、13節において敬老の日のアトラクションに係る委託費の執行残29万円を減額、合わせて62万円を減額したものです。

次の5目国民年金事務費につきましては、基礎年金等事務費交付金の確定に伴い財源内訳を補正したものです。

続きまして、2項1目児童福祉総務費、説明欄の放課後児童健全育成事業費につきましては、13節で放課後児童健全育成事業の実績見込みから15万8,000円を減額し、15節で川棚町児童保育クラブの工事費の執行残を16万4,000円減額、19節で放課後児童支援員等処遇改善事業などの実績見込みにより49万1,000円を減額したものです。

次の次世代育成支援対策事業費につきましては、19節において障害児保育事業などの実績見込みにより185万3,000円を減額したものです。

次の子ども・子育て支援事業費につきましては、1節で子ども・子育て支援事業計画策定委員会の報酬の執行残を15万円減額し、19節で延長保育事業などの実績見込みにより492万2,000円を減額したものであります。

2目児童措置費であります。説明欄の保育所等給付費につきましては、給付実績により減額し、次の施設等利用給付費につきましても預かり保育などの給付実績により減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費、説明欄の母子保健事業費では、12節において妊婦・乳児健診受診件数の減により手数料40万円を減額したもので、次の未熟児養育事業費では20節において医療診察報酬の実績に合わせ42万5,000円を減額したものです。

次の2目予防費、説明欄の予防接種事業費につきましては、予防接種委託の実績により、こちらも450万円減額したものでございます。

次の4目健康増進費、説明欄の健康教育費につきましては、しおさいの湯健康いきいき利用券などの事業実績により78万円を減額したものでございます。

次の環境衛生費につきましては、補正額の増減はなく財源内訳の補正であります。こちらにつきましては、公害対策関係事務に係る権限委譲交付金の増に伴うものでございます。

一番下の3項1目公害対策費、説明欄の合併処理浄化槽費につきましては、浄化槽の設置実績により96万4,000円を減額したものでござい

す。次のページをお願いいたします。

5款労務費であります。1項1目勤労青少年ホーム管理費につきましては、失礼しました。今労務費と言って、間違いでございました。5款労働費であります。1項1目勤労青少年ホーム管理費につきましては、補正額の増減はなく、勤労青少年ホームの使用料の増額に合わせ財源内訳を補正したものでございます。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費につきましては、農地利用適正化交付金の交付実績により減額したものでございます。

次の3目農業振興費、説明欄の農業振興費につきましては、19節において農業施設等の整備に係る補助金の執行残を50万円減額したもので、その次の中山間地域等直接支払事業費につきましても、19節で事業実績により36万7,000円を減額したものです。

次のイノシシ緊急特別対策事業費につきましては、8節においてイノシシ等の有害鳥獣の捕獲実績により170万円を減額、そして19節においてワイヤーメッシュ等の設置補助に係る執行残を25万円減額、合わせて195万円を減額したものです。

最後の特産品販売宣伝促進事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でふるさと感謝祭を開催中止としましたので、開催に係る各節の予算を減額したものです。

次の4目畜産業費につきましては、19節において各種補助事業の執行残を減額したもので、次の5目農地費につきましては、農道など農業施設への原材料支給費の執行残を減額したものでございます。

2項1目林業総務費につきましては、補正額の増減はなく、歳入の保安林関係事務に係る権限移譲交付金の増額に合わせ財政内訳の補正を行ったものであります。

次の林業振興費につきましては、13節において各種委託事業の執行残を減額したもので、次の5目森林環境譲与税事業費につきましては、8節から12節まで各節の執行残を減額し、25節で川棚町森林環境譲与税基金の積立を24万8,000円増額したものでございます。次のページをお願いいたします。

3項2目漁港管理費でございます。こちらも補正額の増減はなく、歳入に

において漁港使用料の増額に合わせ財政内訳を補正したものでございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、事業拡充・承継を行う事業者への支援事業である地域産業雇用喪失支援チャレンジ事業の申請者がなかったことから、その事業費500万円を減額したものでございます。

次の2目商工業振興費、説明欄のプレミアム付商品券事業費につきましては、事業の実績に基づき各節を減額したものであります。

次の3目観光費、説明欄の観光費につきましては、19節においてスポーツ合宿誘致などの確定により60万円を減額し、23節において観光事業特別会計の補正により繰出金を368万7,000円増額したものでございます。

次の長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金事業費につきましては、15節においてくじやく園に係る各種工事の落札減を減額したものでございます。

一番下の4目観光施設整備基金費につきましては、歳入の観光施設整備基金利子の減額に合わせ、基金への積立金も減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、港湾使用料徴収事務に係る権限移譲交付金の増額に伴い、財源内訳の補正を行ったものであります。

2項3目道路新設改良費、説明欄の道路新設改良事業費につきましては、町道平野線の用地交渉が進まず工事に着手できなかったことから、その工事1,230万円を減額したもので、次の社会資本整備総合交付金事業費（新設改良）につきましては、工事落札減による執行残を減額したものであります。

次の4目橋梁維持費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳を補正したものであります。

3項2目ダム対策費につきましては、旅費の不用額を見込み減額したもので、次の5目用悪水路費につきましては、13節の委託料において執行残が生じ減額したものであります。

6目急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、急傾斜地崩壊関係事務に係る権限移譲交付金の減額に伴い、財源内訳を補正したものであります。

次の5項2目公園管理費につきましては、13節において植栽管理等の執行残を減額したものです。

次の3目公共下水道費につきましては、補正額の増減はなく、歳入において下水道事業基金費からの繰入金8,000万円を減額しましたので、財源内訳も合わせて補正したものでございます。

一番下の6項1目住宅管理費につきましては、15節において町営住宅の改善工事に係る執行残を減額したものであります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項2目非常備消防費及び次の3目消防施設費につきましては、各節の執行残を見込み減額したもので、次の5目災害対策費では、11節で自主防災組織への資機材料を計上しておりましたが、設立団体がなかったことから50万円を減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費、説明欄の学校給食費助成（子育て支援）事業費につきましては、助成対象者の減及び新型コロナウイルスに係る給食回数の減によりまして、19節で給食費の補助を減額したものであります。

次の2項1目学校管理費、説明欄の川棚小学校管理費につきましては、7節で特別教育支援員の欠員が生じ340万円を減額し、11節で光熱水費の執行残を見込み70万円減額したもので、次の川棚小学校施設改良費につきましては、15節において学校工事費の落札減を減額したものであります。

次の石木小学校管理費につきましては、11節で光熱水費の執行残を見込み70万円減額したもので、その次の小串小学校管理費につきましては、7節においてサポートティーチャーの欠員が生じ80万円を減額し、11節でこちらも光熱水費の執行残を見込み80万円減額したものであります。

次の2目教育振興費につきましては、川棚小学校及び石木小学校の準要保護児童措置費に執行残が生じ、それぞれ記載の金額を減額したものであります。

3項1目中学校費につきましては、こちらも光熱水費の執行残を見込み減



額したもので、次の2目教育振興費につきましては、中体連に係るバス代などに執行残が見込まれましたので減額したものであります。

一番下の4項1目幼稚園費につきましては、幼稚園就園奨励補助金の対象者が減少し、70万円減額したものであります。次のページをお願いいたします。

5項1目社会教育総務費でございます。こちらにつきましては、放課後子ども教室推進事業補助金の減額に合わせ、財政内訳を補正したものであります。

次の2目公民館費、説明欄の公民館総務管理費につきましては、11節で光熱水費の執行残を見込み30万円減額したもので、次の地区公民館建設費につきましては、19節において地区公民館工事に係る補助金の執行残を20万円減額したものです。

次の3目公会堂費につきましても、燃料費及び光熱水費の執行残を見込み減額したものであります。

6項1目保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員報酬の執行残を見込み減額したもので、次の3目体育館管理費から5目柔剣道場管理費までにつきましては、補正額の増減はなく、歳入においてそれぞれ施設使用料の減額に合わせ、財源内訳を補正したものでございます。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、補正額の増減はなく、歳入の町債の実績により財源内訳を補正したものであります。

次の2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、15節において工事の執行残を減額したもので、次の2目漁港施設災害復旧費につきましては、歳入の国庫支出金及び町債の実績により財源内訳を補正したものであります。次のページをお願いいたします。

12款公債費であります。1項2目利子につきましては、こちらの実績から245万円を減額したものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の合いにより4,786万7,000円を減額したものでございます。以上が歳出でございます。続きまして歳入を説明しますので12ページ、13ペー

ジをお願いいたします。

1 款町税であります。1 項 1 目個人及び 2 目法人につきましては、説明欄のとおり実績に応じ、それぞれ増減したものであります。

次の 4 項 1 目町たばこ税につきましても、こちらも実績から増額したものであります。

次の 5 項 1 目入湯税、説明欄の現年度課税分につきましては、額が確定しましたので 3 5 万円減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

2 款地方譲与税であります。この 2 款地方譲与税から 3 2 ページの 1 1 款交通安全対策特別交付金までにつきましては、昨年 3 月に入ってから決定額が示された譲与税、あるいは交付金について一律に決定どおりの補正を行ったものであります。いずれも特定財源ではない一般財源であり、歳出との関連がございませんので、説明は省略ということでご了解いただきたいと思います。それでは 3 4 ページをお願いいたします。

1 2 款分担金及び負担金であります。1 項 1 目民生費負担金、説明欄の養護老人ホーム入所徴収金及び養護老人ホーム入所徴収金滞納繰越分につきましては、実績による増額をしたものであります。次のページをお願いいたします。

1 3 款使用料及び手数料であります。1 項 3 目労働使用料、次の 4 目土木使用料、5 目教育使用、その次の教育使用料につきましては、説明記載欄のとおり実績により増額したものでございます。失礼しました。実績により増減したものでございます。次のページをお願いいたします。

1 4 款国庫支出金であります。国庫支出金につきましては、補助金の決定または確定、そして事業の歳出補正に見合わせて増減を行ったものでありますので、説明につきましては省略ということでお願いしたいと思います。続きまして 4 2 ページをお願いいたします。

1 5 款県支出金であります。こちらも補助金の決定または確定、そして事業の歳出の補正に見合わせて増減を行ったものでありますので、こちらにつきましても説明は省略ということでお願いいたします。4 8 ページの方をお願いいたします。

1 6 款財産収入であります。1 項 1 目財産貸付収入につきましては、実績

により増額したもので、次の2目利子及び配当金、説明欄の下水道事業基金利子から役場庁舎建設基金利子までは実情に合わせた減額であります。

次の2項1目不動産売払収入、説明欄の土地売払収入につきましては、川棚港湾埋立地内の町有地を町内企業へ売却いたしました。売却面積の減少により売却価格が下がりましたので減額したものであります。

次の立木売払収入につきましては、東彼杵郡森林組合に委託した町有林の間伐作業において間伐材の売却収入が生じたので、増額したものでございます。次のページをお願いいたします。

17款寄附金であります。1項1目一般寄附金から4目ふるさと応援寄附金までにつきましては、実績により増減を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

18款繰入金であります。こちらは財源不足を補うために計上したものでありますが、3月末時点において令和元年度の決算余剰金を見込みましたところ、収支の改善により、1目下水道事業基金、2目減債基金、3目財政調整基金からの繰入金の全額を減額可能であると判断されましたのでそれぞれ減額したものであります。

次の5目役場庁舎建設基金繰入金につきましては、新庁舎建設事業の財源である基金繰入と起債との調整により増額したものであります。次のページをお願いいたします。

20款諸収入であります。2項1目町預金利子につきましては、実績に合わせ減額したもので、次の4項4目過年度収入につきましても、こちらも実績に合わせた増額でございます。

次の5項雑入につきましても、説明欄に掲げております各種助成金につきまして、実績に合わせて増減を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

21款町債であります。1項1目総務債、4目土木債、そして7目災害復旧債であります。こちらは説明欄に掲げているものにつきまして、それぞれの借入額が確定しましたので、実績に合わせ増減を行ったものであります。以上で歳入の説明を終わります。次に3表地方債補正を説明しますので、7ページをお願いいたします。

3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど

ご説明いたしました21款町債に対応するものでありまして、この表の補正前と補正後の金額の差額合計が、56ページの町債の補正額と一致するものであります。補正後の合計を、補正後の限度額を4億5,581万円としたものであります。6ページをお願いいたします。左のページです。

第2表繰越明許費であります。9つの事業繰越がございまして、まず新庁舎建設費2,950万円につきましては、役場本館の解体工事を繰り越したものであります。

次の一般企画費205万5,000円につきましては、長崎県バス協会のICカードニモカ導入に係る補助金を繰り越したものであります。

次の農道新設改良事業1,852万円ではありますが、県営事業基幹農道川棚西部建設事業の繰越に伴い、その建設事業負担金を繰り越したものであります。

次の道水路維持補修費398万6,000円につきましては、下組大谷地区排水路整備工事を繰り越したものであります。

次の漁村再生交付金事業費398万6,000円につきましては、三越物揚場Bその3整備工事を繰り越したものであります。

次の道路新設改良費385万5,000円につきましては、町道野口線中組工区の改良工事を繰り越したものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業費（道路新設改良費）2,792万4,000円につきましては、上組西部線の整備工事を繰り越したものでございます。

次の社会資本整備総合交付金事業費（橋梁維持費）920万円につきましては、惣津2号橋ほか1橋の調査設計費を繰り越したものでございます。

最後の災害復旧費（農地農業施設）512万6,000円につきましては、下り道ため池災害復旧工事のほか1工事でございます。以上9の事業総額1億266万2,000円となります。以上が繰越明許費の説明でございます。また、92ページから94ページまでには給与費明細書がございしますが、こちらは説明の方省略させていただきます。

以上が、専決処分を行いました「令和元年度一般会計補正予算（第5回）」の内容でございます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくをお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。田口議員。

**8 番 田 口** 前にも聞いたような感じがするんでちょっと悪いんですけども、65ページですが、障害福祉サービス事業費の減がありますが、これについては実績により減額という説明がありましたが、その実績というものについてですけども、人数が減ったというよりは障がい者の方がたくさんおられて、そのそれぞれの障がい者の方の利用されるそのサービスの利用の状況が減ったということではないかなっていうふうなことを思うんですが、そうですかというふうなことです。

それでそれに関連してその下にあります老人、その下っていうか次のページにかかります老人福祉費の中の養護老人保護措置費135万円の減ですけども、これは逆にその養護老人施設に入られる人が減ったということじゃないかと、人数が、しかもその人数は多分人月で数えるんじゃないかと思うんですけど、そういった人月が減ったのじゃないかというように思うのですがどうですかという、この2か所について一緒にお聞きします。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい、質問にお答えします。3款民生費の2項障害者福祉費1,788万減額しております。その大きな理由としては扶助費がマイナス919万円の減となっております。理由といたしましては、障がい者の人数が極端に増えたり減ったりということではございません。サービスがこの中に、たくさんのサービスの種類が含まれておりまして、そのサービスが非常に大きくなったと、件数とか金額が大きくなったとか、そういった部分がございまして、その結果がこのような数字で上がってきているというところです。予算の計上としては、余裕をもってですね、計上をしているというところもございまして。また、補装具の給付費、これは1つの例なんですけれども、補装具が必要な方が見積もりを取って申請をされますけれども、それが年度をまたいで納入ということになると、また新たな年度で支出ということになります。年度内に納められましたら、その金額を支給するという形になりますので、そういった部分でもかなり差が年度によって異なってくるという状況がございまして。

また、2つ目の質問の養護老人保護措置費につきましては、これは入所者によって費用が、負担分が異なります。死亡等にもございましてけれども、そ

ういったパターンですね、その入られる方、また出ていかれる方、そういった方々のそれぞれの金額が異なるということで結果的に135万の減額をしているというところです。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

**8 番 田 口** 歳入の方の13ページですが、たばこ税の増収の件ですけれども900万円って大きな増収になってますが、これは要因としては町内でのたばこ消費量が増えたのかどうか、あるいは計算の税率が変わったのかどうかというその要素は何なのかということをお聞きしたいと思います。

**議** 長 税務課長。

**税 務 課 長** はい、質問にお答えいたします。このたばこ税につきましてはですね、当初これは健康志向によりましてですね、売上本数というのがここ数年減の傾向にあるということで当初見込んだ売上本数よりですね、結果売上があったということでの増というふうにご理解いただければと思います。具体的に言いますとですね、当初予算のときの資料等では、1,157万5,000本という当初見込みがあったんですけども、これが1,316万6,000本というところでその分をちょうど税率をかけますとちょうど900万というような増額になります。ですので、159万本ほど増えたということでご理解いただければと思います。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 番 福 田** 58、59ページのところで、地域おこし協力隊事業費336万5,000円の減ですが、この財源は地域おこし協力隊のかかる分は国等の財源保障があったんじゃないかなと思いますが、これは一般財源だけの減額だけになってると思われますので説明をお願いします。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。地域おこし協力隊につきましては、特別交付税の方で処置されるというふうなことになっておりますので、そちらの方はもう一般財源の方というふうなことで、ここは変更がない、財源内訳の方はそういう形で修正がされているということでご理解いただければと思います。以上でございます。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第1号「専決処分の承認（令和元年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分の承認（令和元年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定をいたしました。

(11:08)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:09)

(…休憩…)

(11:20)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第15、承認第2号「専決処分の承認（令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第2号「専決処分の承認（令和元年度川棚町国民健康保

険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,530万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,460万8,000円にしたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので16、17ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、2項2目収納特別対策事業費、4項1目医療費適正化特別対策事業費につきましては、歳入における県の特別交付金の額の決定により財源区分を調整するもので、額の増減はございません。次のページをお開きください。

2款保険給付費における1項療養諸費、2項高額療養費及び4項出産育児諸費につきましては、令和元年度保険給付費がほぼ固まりましたので、説明欄記載のとおり、それぞれ減額補正をしたものであります。次のページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給費分につきましては、県からの交付額の決定により財源区分を調整するものです。額の増減はございません。次のページをお開きください。

5款保健事業費、1項保健事業費及び2項特定健康診査等事業費につきましては、支出見込みにより減額補正をしたものであります。次のページをお開きください。

6款基金積立金、1項1目積立金につきましては、次年度への繰越可能見



込額を1億3,000万程度と見込み、令和2年度当初予算における前年度繰越金を2,000万計上いたしております。令和3年度の事業費納付金を4,000万程度増加すると見込み、実質運用可能額が7,000万であるとし、その2分の1である3,500万を積み立てようとするものであります。次のページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるものであります。以上が歳出です。次に歳入を説明します。6ページ、7ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込みに基づき補正をしたものであります。次のページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金につきましては、国からの交付額決定により補正をしたものであります。次のページをお開きください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付額決定により補正をしたものであります。次のページをお開きください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、2節助産費等繰入金は、歳出の2款の保険給付費で説明いたしました、出産育児一時金の減額に伴う町負担分を減額補正したものであります。

3節職員給与費等繰入金につきましては、繰入対象となるものの確定により町負担分を減額補正したものであります。次のページをお開きください。

8款諸収入、3項7目特定健康診査等負担金につきましては、交付額の決定による増額補正であります。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第2号「専決処分の承認（令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分の承認（令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定をいたしました。

（11：27）

**議** 長 次に、日程第16、承認第3号「専決処分の承認（令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** 長 承認第3号「専決処分の承認（令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,423万1,000円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳入からご説明します。6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料につきましては、保険料収入見込額によりまして補正をしたものであります。次に歳出を説明します。8 ページ、9 ページです。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入 1 款後期高齢者医療保険料で説明をいたしました保険料の収入見込額の減額に伴い、広域連合への納付金額を減額補正したものであります。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第 3 号「専決処分の承認（令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第 3 号「専決処分の

承認（令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定をいたしました。

（11：31）

**議 長** 次に、日程第17、承認第4号「専決処分の承認（令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第5回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第4号「専決処分の承認（令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第5回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和元年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,148万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,344万6,000円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳出から説明します。18、19ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、財源区分を調整するものであり、額の増減はございません。次のページをお願いします。

2款保険給付費における1項1目介護サービス等諸費、2目介護予防サービス等諸費、4目高額介護サービス等費、5目高額医療合算介護サービス等費、6目特定入所者介護サービス等費につきましては、令和元年度の保険給付費の支出額がほぼ固まりましたので、説明欄に記載のとおり給付費をそれぞれ減額補正したものであります。次のページをお開きください。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、年度内事業が終了いたしま

したので、その事業費を減額補正したものであります。同じく、3項1目指定介護予防支援事業費につきましては、年度内における要支援者の人数が確定したことに伴う減額補正であります。次のページをお開きください。

基金積立金につきましては、1,000万程度の積立が可能となりましたので、1,000万の増額補正をするものであります。次のページをお開きください。

7款予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるものであります。次に歳入を説明します。6ページ、7ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、決算見込みによる減額補正であります。次のページをお開きください。

3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金、4目介護保険事業費補助金につきましては、決算見込みによる補正であります。次のページをお開きください。

4款1項2目地域支援事業支援交付金につきましては、決算見込みによる増額補正であります。次のページをお開きください。

5款県支出金につきましても、同じく決算見込みによる減額補正であります。次のページをお開きください。

8款繰入金につきましても、同じく決算見込みによる増減をいたしております。次のページをお開きください。

10款諸収入、2項1目介護予防サービス費収入につきましては、決算見込みによる減額補正をいたしております。以上で説明を終わります。

**議** 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第4号「専決処分の承認（令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、承認第4号「専決処分の承認（令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定をいたしました。

（11：39）

**議 長** 次に、日程第18、承認第5号「専決処分の承認（令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第5号「専決処分の承認（令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回）につきましては、議会において議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付、専決処分第7号におきまして補正を行ったものであります。この専決処分について、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,933万6,000円にしたものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

**議 長** 町長。

**町長** ただいま、壇上で提案理由の説明いたしました。その中で一部間違いがありましたので訂正をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,933万6,000円にしたものであります。お詫びして訂正いたします。

**議長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは補正予算の内容につきましてご説明をいたします。歳入から説明しますので6ページ、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金368万7,000円の増額につきましては、このあとに説明をいたしますが、歳入の減額分について一般会計から繰入金を増額するものであります。

次に歳出を説明いたしますので8ページ、9ページをお開きください。失礼しました。8ページ、9ページをお開きください。

諸収入であります。2款2項1目雑入で、説明欄の観光事業収入が498万7,000円の減となっております。

続きまして、歳出をご説明いたします。10ページ、11ページになります。10ページ、11ページをお開きください。

歳出になりますけども、1款1項2目改良費につきましては、執行残による130万の減となっております。12ページ、13ページをお開きください。

公債費になります。観光事業収入が減額しましたので、財源内訳を補正するものであります。あと、今回大きな理由といたしましては、コロナウイルスによりまして当初指定管理の納付金を1,200万円を計上しておりましたが、そのコロナウイルスによる自粛要請によりキャンセル等が相次ぎまして減額となったものであります。以上です。

**議長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第5号「専決処分の承認（令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分の承認（令和元年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」は、承認することに決定をいたしました。

(11:48)

**議 長** 次に、日程第19、承認第6号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第1回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第6号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第1回））」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について令和2年度川棚町一般会計予算の補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る5月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億3,525万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を81億9,525万円にしたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますの



で、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項21目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、家庭への支援金として一人当たり10万円の特別定額給付金の交付を行うため、給付事務に要する会計年度任用職員の人件費といたしまして、1節に報酬、4節に社会保険料、8節に通勤費用を計上するもので、3節では職員の時間外勤務手当を計上したものでございます。そして10節におきましては事務用品の購入費を、11節で郵便料や口座振替手数料などを、12節では給付に係る電算システムの開発費などを、13節では給付事務に要するパソコンのレンタル料、コピー使用料を、そして18節では給付対象となる1万3,844人分の給付費を計上したものでございます。なお、本事業に要するすべての経費は国庫補助金で賄われます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。2項2目児童措置費につきましては、児童手当受給者の支援金として1万円を臨時で交付するため、3節で職員の時間外勤務手当を、10節で事務用品の購入費等を、11節で郵便料や口座振替手数料を、12節では給付に係る電算システムの改修費を、そして18節では給付対象者1,970人分の給付費を計上したものでございます。なお、こちらの事業につきましても、すべて国庫補助金で賄われることとなります。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により飲食業並びに観光業に係る事業者の経営に大きな影響が生じ、緊急に経済支援が必要となったことから、前年同月と比較して50パーセント以上減収した飲食業などに対しまして一律20万円を給付するため、給付事務に要する会計年度任用職員の人件費としまして1節に報酬、4節に社会保険料、8節に通勤費用を計上したものです。そして10節では事務用品の購入費を、11節で郵便料を、そして18節では給付対象となる75事業所の給付費を計上したものでございます。歳出につきましては以上でございます。続きまして歳入を説明します

ので6ページ、7ページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。2項1目民生費国庫補助金につきましては、児童手当受給者への1万円の給付に係る補助金でございます。

次の5目総務費国庫補助金、説明欄の特別定額給付金給付事務費補助金につきましては、1人10万円の給付に要する事務費に係る補助金でございます。その次の特別定額給付金給付事業費補助金につきましては、一人10万円の給付額に係る補助金でございます。次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。2項3目財政調整基金繰入金につきましては、一般財源が不足するため財政調整基金から繰り入れたものであります。なお、繰入額につきましては、7款商工費でご説明しました事業所への緊急経済支援給付事業相当額としております。歳入は以上であります。なお、16ページから18ページには給与費明細書がございますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上が、専決処分を行いました令和2年度川棚町一般会計補正予算（第1回）の内容でございます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** はい。商工費の方の、14ページ、15ページのこの対策事業費1,530万円ですけども、今、説明ありましたように8ページ、9ページで財政調整基金繰入金で全部賄うというような仕組みになっておるわけですけども、これについては後ほど国から何かの手当があるということはないのですかね。もうこれは完全に単純に町の単独でしかやらないものということでしたっけ。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 田口議員のご質問にお答えいたします。この第1回の補正を実施したときにおきましては、臨時交付金ですね、国の第1回補正予算の臨時交付金、これに該当するかどうか、どういう事業が該当するのか、それがわからない状況でございました。ですので、今回この緊急経済支援給付金につきましては該当するのかわからない状況でありましたので、このときにおきましては、財政調整基金を活用してこの事業を進めるということで考えておったところでございますが、現在は臨時交付金の対象ということになって

おりますので、このあと説明します第2回の方でその調整をさせていただいております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第6号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第1回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第1回））」は、承認することに決定をいたしました。

(11:58)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:58)

(…休憩…)

(13:01)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、日程第20、承認第7号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第2回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第7号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第2回））」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、令和2年度川棚町一般会計予算の補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る5月22日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,650万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を82億8,175万円にしたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、10、11ページをお願いいたします。10、11ページになります。

2款総務費であります。1項21目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、役場来客者などから感染予防のため非接触型の体温測定器を各課に設置する経費を計上したものでございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項6目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の介護保険感染症対策事業費につきましては、17節で高齢者等に係る介護予防事業開催時及び訪問時の感染防止のため体温計などの備品購入費として20万円を計上したものです。そして18節では介護保険事業所等への感染症対策に係る経費を支援するため、上限20万円で補助するものとして、25事業所分500万円を計上したものでございます。次の障害者施設等感染症対策事業費につきましても、障害者支援事業所等への感染症対策に係る経費を支援するため、上限20万円で補助するものとして、9事業所分180万円を計上したものでございます。次のページをお願いいたします。

4 款衛生費であります。1 項 6 目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましても、住民と接触機会が多い町職員や各種健診における健診対象者及び常時スタッフを感染症のリスクから守るため、マスクや健診用品などを購入する経費を計上したものでございます。次のページをお願いいたします。

7 款商工費であります。1 項 5 目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金事業費につきましても、町内事業者への支援第 2 弾として、中小企業基本法第 2 条第 1 号に該当する事業者で、前年同月と比較して 20 パーセント以上減収した事業者に一律 10 万円を給付するため、その事務費として 10 節で事務用品等の購入費を 5 万円、11 節で郵便料や振込手数料を 9 万円計上し、そして 18 節に 450 事業所分の給付金 4,500 万円を計上したものでございます。次の川棚町プレミアム付商品券事業費につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で後退した地域経済の活性化のため、消費喚起に効果が高いプレミアム付商品券事業を実施する東彼商工会を支援するもので、町内商店等で使用できる 1 セット 6,000 円分の商品券を 5,000 円で、2 万 3,000 セット分を住民に販売する経費を補助するため、18 節に 2,950 万円を計上したものでございます。次のページをお願いいたします。

9 款消防費であります。1 項 6 目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましても、土砂災害や台風災害の季節前に感染症対策として、マスクや消毒液、パーテーションを避難所に整備する経費を計上したものでございます。次のページをお願いいたします。

10 款教育費であります。1 項 3 目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましても、感染症に伴う学校休業時に家庭学習環境を提供するための学習支援ソフトを導入する経費を計上したものでございます。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明しますので 6、7 ページをお願いいたします。

13 款国庫支出金であります。2 項 5 目総務費国庫補助金は、4 月 30 日に成立した新型コロナウイルス感染症に係る国の補正予算において創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したもので、歳出で掲げたすべての事業が全額この交付金の対象となります。次のページを

お願いいたします。

17款繰入金であります。2項3目財政調整基金繰入金の減額につきましては、5月1日付で専決させていただきました一般会計補正予算（第1回）に計上した事業所支援の第1弾、飲食店等への給付事業も地方創生臨時交付金の対象となったことから、財政調整基金からの繰入金額を調整したものでございます。

以上が専決処分を行いました令和2年度一般会計補正予算（第2回）の内容でございます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。福田議員。

**1 番 福 田** 16、17ページの川棚町プレミアム付商品券事業についてですが、これは商工会の関係者から陳情が4月20日に、コロナ対策についての陳情書の中で、プレミアム付商品券の展開をお願いしたいということで陳情があがっておったものに答えたものだと思いますが、この事業そのものの主体が商工会の方に移った経緯はどういうことでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。質問にお答えします。先ほど福田議員が言われましたように、商工会の方からプレミアム商品券についてもですね、陳情等がありまして、実際商工会の方の主催ということで、要望もあっておりますので、もともと商工会主催ということです。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**2 番 小 谷** 今のプレミアム商品券の件ですけれども、この加盟店といいますがね、取扱店ですかね、これの登録費用として会員以外3万円ということが条件として出されております。もともとこの財源自体国からの財源でありまして、そこに条件付けるっていうものはいかなものかっていう考えがあります。そして、説明を5月20日の全協のときに受けてるんですけども、そのときにですね、説明資料の中にはそのことは何も触れてなかったというものもありますし、実際町内でお店されている方から会員じゃないということで3万円払うのかと言ったら、払うわけないということでいう声も聞かれます。それで、要は町の方はこの補助を出す時点でその分の精査等されてないのかという部分と、これをそれで妥当といいますか、登録するのにお

金を取るというのが正当なものということで判断されたのかということをもう一度ちゃんと説明をしていただきたいと思います。

**議 長** 副町長。

**副 町 長** 先ほど議員の方から、先の全協の中で説明がなかったというふうな発言がございましたが、全協のときには額こそ決まっておりますでしたが、まず会員だけに限定するのかというふうなお話があったときに、非会員の方も対象にしますと、ただ、そのときにはいくらかの手数料を取られるものだと思いますというふうなご説明ははっきりしたと、しっかりしたというふうに思います。ですから、全く説明がなかったということについては、それはないというふうにはまずはお断りをしておきたいと思います。で、今回商工会の方の補助、その事業として補助をするというスキームでございます。当初委託という案もあったんですが、商工会の方からそれまでやってきたノウハウ等生かして自分たちの事業としてやりたいということもございましたので、商工会に対する補助という形で行ったわけでございます。で、先ほども申しましたように、いくらその加盟する業者が多いとはいえ、会員以外の方もいらっしゃる、その中で商工会の事業ではあるけども、非会員の方も対象に行いますよと、それだけ広げて効果を上げるということで、それについては一定、むしろ評価をしていいのではないかなというふうに考えております。補助金の内容ですけれども、例えば資料、店ごとにありますステッカーですとか、そういうものの作成、あるいはいろんな郵送の関係の費用、そういった実費に関わるもの、それからいろんな手数料、換金手数料ですとか、そういうものは一定入っておりますが、いわゆる商工会の事務員の方の人件費、そういったものは含まれておりません。その3万円が高いか安いかわかるのは、その商工会の方がどれだけそれに関わった分は本来の事務ができないわけですから、その程度はやはり必要だということ、それとそれに加盟しようという非会員の方がその事業によってどの程度利益が上がるのかと、その辺の兼ね合いがあると思いますので、私の方からそれがどうこうとコメントはできないと思いますが、そういったことで商工会、非会員も含んでやっているということについては特に悲観には当たらないのかなというふうに思っております。ちなみにその3万円を支払って登録をしようという業者も既に登録を済ませたところもあると聞いておりますし、これを機に会員

になられた、あるいは検討しているというところもあるというふうに聞いております。以上でございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 番 福 田** 今の件に関してですけど、国の施策としては広く会員、会員外変わりなく救済するのがこの事業じゃないかなと私は思うんですよ。で、その3万円が妥当か、そういうふう経費は商工会とすれば当然の見返りといえますか、登録料を取られるのもああそうかなと理解はするんですが、町としてはその分は町が単独で、単独といいますか、国の補助を使えるかと私は思うんですが、町が3万円を負担してもいいんじゃないかなと思います。どうでしょうか。

**議 長** 副町長。

**副 町 長** 国からの交付金ですべての人に、すべての人を対象にしろということは決まっておりません。臨時交付金で非常に自由な使い方ができるというのはそのとおりでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、商工会の事業に補助金として支給するという形を取っておりますので、その中で、ある程度商工会の中でいろんな選択の余地あるかと思えますので、そこを、いわゆる委託ではございませんので、そういうスキームの中で動いている以上、非会員について町の方から特別に補助という形は好ましくないんじゃないかというふうに考えております。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**2 番 小 谷** 今の答弁の中で、会員の分だけで、会員の分だけでといいますか、全体までする考えではないような感じの答弁だったかと思えますけども、実際昨日の時点での登録店の名簿を見ますと、実際このコロナ対策で第1弾で早急に出さないといけないと言った飲食店ですね、飲食店の商工会の会員になってる方は登録されてるみたいですが、それ以外のところはやはり名前が載っていないところがたくさんあります。実際売上が落ちているところがこの登録店として入っていないという、これも事実だと思いますが、そういう点に関しても町としてはこれは妥当だったということで判断してるっていうことでしょうか。

**議 長** 副町長。

**副 町 長** 確かに周知についてはですね、会員と非会員とで、非会員の



方に徹底されていないという部分はあるかも知れません。そこは実態が商工会としてもそこまで掘めてないというのもあるかも知れませんが、非会員の方も含めてですね、もっと広くこの制度を周知図れるように広報等を努めていきたいと思います。実施までにですね、なるべく多くの登録店ができるように努めていきたいというふうに考えております。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。初手議員。

**4 番 初 手** はい。それでは17ページの1の方、説明欄の1の新型コロナウイルスの感染症緊急対策支援事業、10万円の給付の件ですけれども、専決処分の説明を全協で受けるときに、他町、近隣も含めですね、20万というところもあるけれども、川棚としては10万円というふうな話でありました。確認になりますけれども、10万円という1つの基準は、本町の財政的な面、そういった面の厳しさというところを踏まえての10万円というふうに位置付けたというふうに理解をしておいていいのでしょうか。以上です。

**議 長** 副町長。

**副 町 長** はい。おっしゃるとおり、臨時交付金を財源としております。国の第1回目の補正の中では限られた額でしたので、そこは全体の均衡を見ながら10万という額を決定したというところでございます。

**議 長** ほかに。山口議員。

**6 番 山 口** これが補正に関わるかどうか別個にしてですね、新型コロナウイルス感染症の対策事業で、10ページと11ページですが、庁舎内の感染防止対策事業費としてですね、非接触型の体温計を各課に設置する予算があると。昨日一般質問したんですけれども、学校に対してはですね、これであれば公立学校授業支援ソフトウェア導入事業、いわゆる学校の休業に対するいわゆるオンライン授業を実施するための、これはソフトの購入経費だというふうに説明は伺ってるんですが、当然このですね、いわゆる国の方針からいけば、3月の2日から全国の小中学校、高等学校休業して、子どもの命を守るんだと安倍首相が言われたと、そうすれば当然ここにですね、感染症予防対策のですね、非接触型の体温計であるとか消毒液とか、そういうふうな、いわゆる子どもの安全を守るためのですね、予算がなぜ出てこないのかと、その点を何らかの形でですね、昨日も教育長尋ねましたら、非常に苦労していると、そして非接触型の体温計注文しているけどもまだないと。じゃ

あそういうふうな流れからいけばですね、ここにそういうのがなぜ上がらないのかと、この点をちょっとお尋ねしたいと。

**議 長** 教育次長。

**教育次長** はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。教育委員会の方では学校の感染防止対策としてですね、そうした非接触型の体温計、あるいは消毒液とか、こういった感染防止の資材というものを購入をするべき状況にはあるかと考えております。これを当初庁舎内の感染防止のために非接触型の体温計をまず庁舎内の対応としてこういった資材の発注を総務課の方でかけられたときにですね、まだ今後納入の期限がかなり遅くなるということが見込まれるというようなことを確認をしておりました。その後学校の方でもやはりこういった資材は休業期間中でありながら、そういう時期に納入ができるべくして資材発注を行うということですね、考えてはありましたけれども、やはり全国的なこうした感染防止対策品が品薄であったという状況の中でですね、この要求の中には入れてない状況です。ただ、現状としましては、それぞれ今学校に配当されている予算の範囲でですね、活用しながら発注をしておるといふことと、もう1つ、学校には別途この感染症対策の助成金がですね、別途ありますので、こういったものを現行の予算で準備にして、そしてその後、補助対象として申請を上げるようにはしておりますので、このコロナウイルスの感染症対策の今回の事業にはあげてなかったところです。ただ、現状としては別途国庫補助金がですね、学校施設の感染症対策として別に申請をすることができますので、先ほども言いましたけれども、現行では今の配当予算を使って納入をしていただけるようですね、発注を今現在はおしておるところでございます。以上です。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** 今の件ですね、おそらくここまでですねコロナというのが、未知数の状態で非常に厳しい中であると、ところがおそらく、いわゆる不要不急の外出自粛その他ですね、いろんな人間の行動がですね、精神的に一番ですねダメージ受けたのは全国の小中学校、高等学校の休業だろうと、臨時休業だと私は考えてるんです。これはおそらく、私自身も全く経験ございません。おそらくここにおられる方全部がそういう経験がなかったわけですよ。それがいろんな形で人間のいわゆる行動というのを委縮させてし

まったと。そうすればそのところをですね、一番手厚くしてあると一番弱い人間ですから、小中学生というのは。だからそれがやはり今説明する別途予算がまた来る予定ですよと言われるんですけども、予算が来てから注文したってないわけですよ。だから既に休業したときに休業が解除されたときにどうするのかっていうことを前提にですね、教育委員会として動くべきじゃなかったかと。だからそういう意味でいけばですね、少なくともやっぱり町民に補正その他でこういうのをあげてますというのをね、きちんと示すべきだろうと思うんですけどね。だから発注してますとか何とかこれ全く見えないわけですよ。だからそういうふうな見える形を取っていただきたい。この点はどう考えておられるかですよ。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。再度のご説明になるかと思えますけれども、休業期間っていうのもありましたので、発注が少し遅れたのは事実でございます。ただ、全くそうした感染予防対策に考えてなかったというようなことではなくてですね、当然非接触型の体温計であるとか、アルコール消毒剤とか、こういったものはもう休業期間中の状況でですね、発注をしておるんですけども、町の方が発注がやはり早かったということもあましてですね、それとすぐ来ない状況であれば現行の予算の中で今後まず対応をしようと、おこうということで各学校の現行の配当予算をもとにですね、今現在納入の状況を待っておるといところです。そうした感染予防対策を何もしてないというような状況ではございませんので、そういった点をご理解をいただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

**5 番 堀 池** 質問ではないんですけども、やはりみんなこのコロナ対策に関して、コロナに関しては、未だかつてない形だったということと、それだけただ議会においては、第1弾、第2弾は5月の20日の全協での説明だったと、専決で。これはもう1つは22日までに事業計画を出さないといけないと、もう日にちがないということでの話でした、ただ今後、もう第2次補正予算も決まりました。おそらく地方創生臨時交付金も入ってくるかとは思いますが、先に積み上げといて、できればこういう今いろんな質問がありましたけども、やっぱり臨時議会でも開いていただいて、もっともっと詰

めていくのが必要じゃないかなと。今回は特に日にちがなかったということもあろうかとは思いますが、今後に関してはある程度積み上げて臨時議会なり何なりで練っていきたいなと思いますので、ぜひその点のご検討をお願いします。

**議**            **長** 答弁はいりませんか。

**5 番 堀 池** はい。

**議**            **長** 福田議員。

**1 番 福 田** 先ほどの件に戻ってですね、17ページのプレミアム付商品券の件ですが、これの購入期限ですかね、申し込みがあって抽選等があって、それを商工会まで買いに行くというその期限はどっかに載ってたんでしょうけど、私がちょっと確認してませんので、というのがまず申し込みがあって、6月22日までだったですかね、それでもし余った場合、申し込みが2万3,000冊ですか、それまで届かなかった場合、また、その申し込みが2万3,000あっても購入期限までに買われなかった、残った場合、そういった場合の対応、二次募集があったりするのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。加えてですね、和歌山県の日高川町ですか、そこは購入期限を具体的にいいますと、5月1日までに購入期限を仮に締めて、そのあとは町外の方にも販売をして、要するに町内で使っていただくというふうなこともされてる例がありますので、残った場合の対処についてお聞きします。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。質問にお答えいたします。残った場合の対応はっていう質問があったかと思います。これに対してはですね、現在ちょっと郵送によりまして、その意向あたりを取っておりますけども、まだ2万3,000冊まで今のところ至っていないということでありましたので、今後第二次のですね、募集をかけることと現在はしておるところです。それと、あと先ほど例にも挙げておられましたけども、もしそれが余った場合、町外からっていう事例を挙げられておったんですけども、これはまだちょっと商工会の方ともですね、協議をしながらちょっと進めていきたいとは思っております。以上です。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 プレミアム券の件ですけれども、先ほど答弁の中で、この登録料に関しては説明をしたということで副町長の答弁がありましたけれども、説明はしたけれどもそのとき額ははっきりとわかってなかったというような答弁だったかと思います。まず1つは委託事業ではなく、このような補助金として出す形になった経緯がどういう経緯かということと、あと約3,000万のこの補助金ということ、内容がはっきり決まってない状態のその事業に対してポンと出したというのが、それなりの根拠があってからだと思えますけれども、そこら辺の根拠ははっきりとちょっと説明をいただきたいと思えます。

議 長 副町長。

副 町 長 まず経緯でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これまでも形は違いますがプレミアム付商品券を取り扱ってきた実績のある商工会の方から自分たちの事業としてやりたいということがあったので、そこに対する補助という形で行ったということでございます。それから、中身がはっきりしてない段階でというお話ですけれども、その非会員に対して全く無償でいいですよとするのか、いくらか手数料を取るのか、で、その額をどうするのか、そこは補助金の直接の要件ではございませんので、先ほども言いましたように実費の分、それから換金手数料等、それはもうどのくらい発行するかで計算して出ますんで、それだけの補助があればできるだろうということで、そこは双方合意しましたんで、そういったことで事業を行おうとしているというところでございます。

議 長 ほかに。小田議員。

7 番 小 田 7番、小田です。このプレミアム付商品券のことです、近所の方からも問い合わせがあったんですけれども、買い物に行くときにはですね、ほとんどが大型店で日常生活食料品などを買っていると、そのうちその制約としてですね、うち6枚は大型店舗では使用はできないというふうな制約が付けられておりますけれども、この制約を付けた根拠というのをですね、お尋ねしたいと思えます。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。大型店の取扱いについてでございますけれども、コロナの感染防止の、国からですね、非常に買い控えをされている方が非常に多

かったと思います。ただ、その中でいわゆる大型店についてはそれほど売上が落ちてない、むしろ増えたところもあるのではないかと考えているところでございます。で、その後、その冷え込みをどうにか回復、回復まではいかなくてもいくらか現状を改善するためにその一助としてプレミアム付商品券というのを検討したわけでございます。その中で、そうした逆にですね、大型店についてあまり手厚くする必要もないのではないかとというふうな、そういう議論を内部ではしたところですが、ただ、皆さんの使い勝手を考えるとやはり大型店で使用できるっていうのも必要だろうと、ただ、もうどこでも使えますよとしたときに、コロナ禍の中でさえ大型店に集中していた消費がまたそこに集中してしまっただけでは、ほかのもっと小さな店舗がせっかくのプレミアム付商品券が行き渡らないというか、そういったところで使っただけじゃないんじゃないかというふうな懸念はございました。その割合をどうするかということで今検討した結果、半分はそういった限定というふうなことで使用できるようにしようと。ほかの市や町のどうしているかというのも商工会の方で研究等もなされておまして、そういったことも参考にしながら決定したところでございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。毛利議員。

**3 番 毛利** お尋ねします。また話が戻って申し訳ありませんが、支援給付金の話ですね、と商品券の話なんですけど、私が思うのは商品券が今のタイミングだったのかっていうのが1つ疑問があります。確かに要望があったにしろ、まずは緊急対策ですから、町民の生活、命を守るという意味では、まずは支援給付金ですね、の方に力を注ぐべきではなかったのかなと思います。そこで支えた後に、プレミアム券なんかの発行で地元の経済をまた底上げすると、段階的にやっぱりそこはやっていくべきだろうと思いますので、私はなぜこの同じタイミングでですね、前回の全協のときもそうなんですけど、10万円だ20万円だ、20パーセントだ50パーセントだっていう意見がいろいろあったと思うんですけど、やはり私は今回の補正に関しては、この上の段のですね、支援給付金事業の方に力を注ぐべきだったと思います。なので商品券はその後に、また第3弾とかあったときにですね、するべきではなかったかと思いますがその辺はどう思われますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 副町長。

副 町 長 はい。まず第1弾を打ったときの状況ですけども、国の方の臨時交付金、名前は出ておりましたが具体的にいくらでどのような使い道でというのも決まっておりました。その中で緊急に必要なだというふうなことで財調基金等を取り崩したうえで対策を打とうと、非常に疲弊していると言われている飲食業等中心に条件付きながら20万ということで支援をしたところでございます。その後、持続化給付金の額、内容もはっきりしましたので、ただ、全体の額が決まっておりますので、その次打てる手段として範囲を広げ、第2弾10万円の対策を行ったところでございます。で、その後、持続化給付金等の制度の中身も見えてきて、例えば第1弾で打った50パーセント減というふうなところはそういった国の制度も使えるというふうな状況が出てまいりました。次やはり必要なものはお金を回すこと。その業者も救わないといけないけども、直接的なものだけでなく、もっとお金が回ってプレミアム付きの商品券ですと、例えば国からの定額給付金をいただいた方がそれを使って必要なものを購入できる、そういったことで実額以上のお金が回るっていうふうなこと、それもあまり遅い時期になると効果がないのではないかといいふうなこともございまして、一定コロナ禍が収まった時期に、早い時期にプレミアム付商品券、これをやるべきだろうということで対策をとったというところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 はい。今、手元にそのプレミアム商品券の取扱事業所の名簿をいただいておりますけれども、104ありますが、この中で先ほどから問題になってます商工会員以外の方っていうものも、この中には入っているのでしょうかということをお聞きします。それから、先ほど聞きましたようにこれの登録料が3万円というのはえらい高いなという感じがするんですが、というのは商工会の会費は1,100円ですから月額、1年間でも1万2,000円くらいなので、3万円というとは3年間近くの会費に相当するような金額なので、高すぎるのではないかと。それだと非会員の方は本当に入ろうという気にならないのではないかと思うので、もうちょっとちゃんと指導してもらおうのがよいのではないかと思います。どうですか。

議 長 副町長。

副 町 長 まず名簿についてですが、私もちょっと今手元にないですけ

ども、先ほどですね申し上げましたように、どれがそうとは言い切れないんですが、その3万円払って登録された方、それから入会をして登録をされた方、今後考えている方もいらっしゃるということです、その名簿作成時に間に合っているかどうかはわかりませんが、確実にそういったところもあるというところでございます。それと3万円が妥当かどうかにつきましては先ほど答弁しましたように、私どもの方でコメントできる立場ではないと思います。それぞれの業者がそこでどれほどの売上を見込むかということで個々の判断があろうかと思しますので、それについては差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。今現在、会員外の方が入っておられるのかっていうご質問でありましたけども、私がちよっと資料もってますのが、6月17日現在ですね、資料を持っております。この資料によりますと、登録者数が今103ということでありまして。そしてその中の非会員というのが、コスモス川棚店今1社のみであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。福田議員。

**1 番 福田** 承認第7号専決処分の件ですが、確かにコロナ対策が素早い対応を町としても求められていた時期ではあったんだろうと理解はしますが、先ほどから申し上げてますように、登録料という足かせのために小さい事業者がこの恩恵にあずからないというのはちょっとさびしい気がします。で、商工会に対する負担金、補助及び交付金、その中で事務費分として650万が説明があったんですが、その650万を上乗せしてでも、そう少しまだ加入を促進できるんじゃないかなと、そういう対応を求めて反対といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。次に賛成者の発言を許します。堀池議員。



**5 番 堀 池** このコロナウイルス感染症対策、これに関しては本当に前代未聞のもう本当に急ぐ形でやっていかなければいけないということは思います。で、この緊急経済支援給付金、この事業第1弾、第2弾で約6,300万、もう約3分の2を支給しようと。また、第2弾のこの10万、こういう企業も、小さい企業もたくさんあります。で、またそれを待っておられる方もおられます。そのためにも、今回の補正の方は急ぎ支給していくべきじゃないかと思ひまして賛成いたします。

**議 長** ほかに討論ありますか。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。私も反対討論をさせていただきます。このプレミアム付商品券につきましては、町民の方に多くの方の意見を聞いてみました。先ほど質疑答弁があったところでございますけれども、やはりこのプレミアム付商品券につきましては、利用店舗が少なく使いにくいという町民の方々の意見もいただいております。商工会の方に補助金を出しただけで、あとは商工会にお任せというようなニュアンスの答弁でございましたけれども、もっと行政と商工会が連携を取ってですね、町民と事業者が使いやすく、もっと魅力あるプレミアム商品券になるべきだったと考へて反対いたします。

**議 長** 次に賛成者の発言を許します。山口議員。

**6 番 山 口** はい。このコロナの感染に関するですね、第2回の補正予算でございますが、やはりいろんな角度から考えればですね、いわゆるある一面だけ考えればちょっと厳しいところもあるかと思ひますけれども、コロナの感染からいろんな業者である、町民を守る、子どもたちを守る、そういう観点から感染予防をしていくことは大変重要なことであると、そういう観点からできるだけ早い時期に予算執行をしながらですね、コロナの対策をやっていくことが必要であろうというように考へて賛成をいたします。

**議 長** 次に反対者の発言を許します。小谷議員。

**2 番 小 谷** 反対の立場で討論いたします。先ほどから出ておりますプレミアム商品券の件に関しまして、まず使用条件として50パーセントは町内のお店でしか使えないということで、町内の経済を底上げしないといけないという答弁がありました。それと相反して、実際登録店を登録する場合は登録料を取るといふ、こういう矛盾したような事業になっておりますので、その点に関してちょっと納得できない部分がありますので反対といたしま

す。

**議**            **長** 次に賛成者の発言を許します。田口議員。

**8 番 田 口** 先ほどから出てるように登録料が高すぎると思いますので、先ほど福田議員の言われたように、委託費を上積みしてでもその登録料をなくせという条件付きで賛成します。

**議**            **長** 次に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** よろしいですか。次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第7号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第2回））」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** はい。起立多数です。したがって、承認第7号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第2回））」は、承認することに決定をいたしました。

(13 : 51)

**議**            **長** 次に、日程第21、承認第8号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町**            **長** 承認第8号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令

及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、3月国会において可決・成立し、3月31日付でそれぞれ公布をされたところであります。そこで、この法律等の改正に伴いまして、川棚町税条例等の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、法律等は原則、令和2年4月1日から施行されることになりましたので、議会を招集する時間的余裕がなく、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、このあと税務課長から説明をいたしますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 税務課長。

**税 務 課 長** はい。それではご説明をいたします。

主な改正事項としましては、住民税におきましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、それから固定資産税におきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の見直しということであります。

それでは改正条例についてですね、説明を加えます。今回の条例改正は、条例本体の改正と、平成27年3月から平成31年3月に行いました税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、第1条から第3条までの多段改正となっております。

改正内容につきましては、今配布しております資料「川棚町税条例等の改正概要」、これは両面刷りして5ページにわたる資料でございます。その分と、新旧対照表に沿ってご説明をしたいと思います。まず資料をご覧ください。第1条による改正、それから新旧対照表は1ページをご覧ください。資料は左端「項番」と振っておりますので、項番1、項番2とそういった形で読み上げたいと思います。

資料は項番1をご覧ください。第24条の改正は、個人町民税の非課税の範囲の見直しにより、男性の「寡夫」を対象から除き、「ひとり親」を対象に追加する改正をしております。

続いて項番2、新旧対照表は同じく1ページですね。第34条の2の改正。法律の改正に合わせて所得税について、「ひとり親控除」を追加する改

正を行うとともに引用条文の項ずれを改正しております。この項番 1 と項番 2、ひとり親に対する税制上の見直しについて、さらに加えて説明をいたしますと、これまで同じひとり親であっても離婚、死別であれば寡婦控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっておりました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦控除の額が違うということなどですね、男女の間でも扱いが異なっておりました。そこで、今回の改正ですべてのひとり親家庭に対して公平な税制上の措置が見直されたということでございます。

続いて項番 3、新旧対照表は 1 ページから 2 ページ、36 条の 2 の町民税の申告の改正は、法律の改正に合わせて引用条文の項ずれの改正を行っております。

続いて項番 4 及び項番 5、新旧対照表は 2 ページから 3 ページ、第 36 条の 3 の 2 及び 36 条の 3 の 3 の改正。これは法律の改正に合わせて見出しの「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改正し、また給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなどの所要の措置の改正を行っております。これが人的非課税措置の見直しということになります。

続いて項番 6、新旧対照表は 4 ページ、第 48 条の改正です。これは法律の改正に合わせて引用条文の項ずれの改正を行ったところでございます。

続いて項番 7、新旧対照表は 4 ページから 7 ページ、第 54 条の改正です。法律の改正に合わせて字句の改正及びその他規定の整備を行っております。内容は資料の方に記載しているとおりでございますけども、これが「調査を尽くしても固定資産の所有者が明らかとならない場合、使用者がいる場合、使用者に対して通知をしたうえで、所有者とみなして固定資産台帳に登録し、固定資産税を課することができる」そのような規定の整備を行ったところでございます。

続いて項番 8、新旧対照表は 7 ページ、第 61 条の改正。法律の改正に合わせて引用条文の項ずれの改正を行っております。

それから項番 9、第 61 条の 2 の改正は、法律改正に合わせて引用条文の項ずれの改正を行っております。

続いて項番 10、新旧対照表は 8 ページ、第 74 条の 3 の改正です。法規

定の新設に合わせて追加したもので、資料に記載しているとおり、登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定等の整備を行っております。

続いて項番 1 1、第 7 5 条の改正。これは項番 1 0 の第 7 4 条の 3 の新設に伴う字句の改正を行っております。

項番 1 2、新旧対照表が 8 ページから 9 ページになります。第 9 4 条の改正。これは法律改正に合わせて町たばこ税の葉巻たばこの課税方式の見直しを行ったもので、軽量の葉巻たばこ 1 本当たり 1 グラム未満について、紙巻きたばこと同等の税負担となるよう、紙巻きたばこを 0. 7 本に換算する方法の改正を行っております。なお、この激変緩和を図る観点からですね、一定の経過措置を講じ、2 段階で見直されることになっております。項番 1 2 の内容は、令和 2 年 1 0 月 1 日から、次は第 2 条のところでご説明をいたしますけども、第 2 回目が令和 3 年 1 0 月 1 日からということになっております。

続いて項番 1 3、新旧対照表 9 ページから 1 0 ページ、第 9 6 条の改正は、法律改正に合わせてたばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化、第 9 8 条の改正は第 9 6 条の改正に伴う引用条文の項ずれの改正を行っております。

項番 1 4、第 1 3 1 条の改正は、第 5 4 条の改正に伴う引用条文の項ずれの改正を行っております。

項番 1 5 及び項番 1 6、新旧対照表は 1 1 ページから 1 2 ページ、附則第 3 条の 2 及び附則第 4 条。それぞれ租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に合わせて規定の整備を行っております。

項番 1 7 及び項番 1 8、新旧対照表は 1 2 ページから 1 3 ページ、附則第 6 条及び附則第 7 条の 3 の 2 の改正は、これは「平成」から「令和」への改元対応を行ったものでございます。

項番 1 9、附則第 8 条の改正。これは肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ですけども、これは法律の改正に合わせて適用期限を 3 年延長して令和 6 年までとする改正を行っております。

項番 2 0、新旧対照表は 1 3 ページから 1 4 ページ、附則第 1 0 条の改正

です。これは法律の改正に合わせて字句の改正を行っております。

項番 2 1、新旧対照表は 1 4 ページから 1 6 ページ、附則第 1 0 条の 2 の改正。これは法律の改正に合わせた項ずれの改正及び割合の一部改正など並びに改元対応を行っております。

項番 2 2 から項番 2 8 までです。これは新旧対照表 1 6 ページから 2 1 ページ、附則第 1 1 条から附則第 1 6 条までの改正。これは法律の改正に合わせて字句の改正及び改元対応を行っております。

項番 2 9、新旧対照表は 2 2 ページ、附則第 1 7 条の改正。法律の改正に合わせて長期譲渡所得に係る課税の特例の新設に伴い、引用条文の追加を行っております。

続いて項番 3 0 及び項番 3 1、新旧対照表は 2 2 ページから 2 3 ページ、附則第 1 7 条の 2 の改正。これは法律の改正に合わせて優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年延長し令和 5 年までとする改正を行ったものです。また、その他法律の改正に合わせて引用条文の項ずれの改正を行っております。

続いて項番 3 2 及び項番 3 3、新旧対照表は 2 3 ページから 2 4 ページ、附則第 2 2 条及び第 2 3 条の改正。これは法律の改正に合わせて引用条文の項ずれの改正及び改元対応を行っております。

次に 2 条の改正になります。資料は 4 ページ、新旧対照表は 2 5 ページから 3 6 ページになります。項番 1 から項番 7 及び項番 9 の改正について、これは法律の改正に合わせて規定の整備及び引用条文の項ずれの改正並びに字句の改正等を行ったものでございます。

それから項番 8 ですね、項番 8、新旧対照表は 3 6 ページ、第 9 4 条の改正です。先ほど第 1 条による改正のところで説明をいたしました、たばこ税の葉巻たばこの課税方式の見直しになります。軽量の葉巻たばこを 1 本当たり 1 グラム未満について紙巻きたばこと同等の税負担となるよう、まずは令和 2 年 1 0 月 1 日から紙巻きたばこ 0. 7 本に換算する方法の改正でした。ここでは、紙巻きたばこ 1 本に換算する方法の改正となり、令和 3 年 1 0 月 1 日からの施行ということになります。

次に 3 条の改正になります。資料は 5 ページ、新旧対照表は 3 7 ページから 4 0 ページになります。項番 1 及び項番 2 の改正ですが、平成 3 1 年 3 月

の税条例改正の一部の改正となりますが、附則第1条第4号及び第4条については、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定というのを削るなどの所要の改正を行っております。その他については改元対応を行ったところでございます。

次に附則第8条による改正から附則第11条による改正です。資料は5ページですね、新旧対照表は41ページから最後までになります。これについてはご覧のとおり改元対応を行ったところでございます。

なお、それぞれですね、改正条項に係る施行日につきましては、資料の右側に記載しているとおりでございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。ありませんか。高以良議員。

**9 番 高 以 良** はい。すいません、説明資料の3ページですね、項番29のところで、確認のつもりでお尋ねしますが、施行日が令和2年10月1日からとなっておりますけれども、たまたまですけど私がこの低未利用地の土地の譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の件で、国のホームページを見て目にしたことがあるのでお尋ねなんです、

**議 長** 高以良議員、もう少し大きい声で。

**9 番 高 以 良** はい。すいません。この国の方ではですね、この低未利用地の譲渡の場合の特例措置については、適用期限が令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡したものが適用対象となるというような資料を見たんですが、この今回、今説明があった令和2年10月1日は国の適用時期とは一致しないのかどうかということで確認の意味でお尋ねしたいと思います。

**議 長** 税務課長。

**税 務 課 長** すいません、そちらのですね、令和2年7月1日からの期限付きのっていうことで今、高以良議員さんの方からですね、ご質問がありましたけども、これはあくまでも町民税の課税に対する特例ということでございまして、おそらく今見られているのは所得税か何かの多分期限ではないかと思われまして、ちょっと今手元にですね、その資料等をちょっと持ち合わせておりませんので、ちょっと確認できませんけども、あくまでもこの町民

税の課税の特例は令和2年10月1日からということで国からは示された準則どおりの改定ということをしてしておりますので、これで間違いないというふうに思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第8号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第8号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(14:12)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:12)

(…休憩…)

(14:25)



**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、日程第22、承認第9号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第9号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が、令和2年3月27日に国会で可決・成立したことを受け、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月31日に公布され、翌4月1日から施行されたところであります。このことにより、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正をいたしました内容についてご説明をいたします。

改正の概要についてでございますけれども、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと、減額の対象となる所得の基準の見直しが主な改正点でございます。それでは新旧対照表によりご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項につきましては、医療分の基礎課税額を規定しているところでございますけれども、課税の限度額を「61万円」から「63万円」に改正をするものであります。

第4項につきましては、介護納付金分の基礎課税額を規定しているところでございますけれども、課税の限度額を「16万円」から「17万円」に改正するものでございます。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定をしております。第1号は改定はございませんが、7割軽減対象となる世帯を定めております。第2号の改正は、5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定に

において被保険者の数に乗すべき金額を「28万円」から「28万5,000円」に引き上げ、次のページ第3号の改正は、2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「51万円」から「52万円」に引き上げるもので、いずれも低所得者に対する軽減を拡大する基準の見直しを図るものであります。

改正文の附則をご覧ください。附則の第1項は、この条例の施行期日について、令和2年4月1日から施行することとしております。

第2項につきましては、適用区分として、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第9号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第9号「専決処分の

承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

（ 1 4 : 3 0 ）

**議 長** 次に、日程第 2 3、承認第 1 0 号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第 1 0 号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

去る 3 月 1 0 日に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の 1 つとして、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、一定の要件を満たす被保険者に対し、傷病手当金を支給することが国の対策本部において決定したところであります。このことにより、川棚町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る 4 月 2 8 日付で地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分により改正しましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、内容につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、川棚町国民健康保険条例の一部を改正いたしました内容についてご説明をいたします。

この改正につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、国において新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、一定の要件を満たす被保険者に対し傷病手当金を支給することが決定し、国及び県から支給に向けた所要の整備を行うよう要請がありましたので改正を行うものあります。それでは新旧対照表によりご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

附則において、見出しを新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金としまして、第 2 項から第 8 項までを加えるものであります。概要といたしましては、国民健康保険の被保険者であって給与の支払いを受けている者が、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより労務に服することができない場合に、労務に服することができなくなった日から起

算して3日を経過した日から労務に服することができない期間において規定の金額を支給するものとしたものであります。

なお、支給額につきましては、特別調整交付金において全額国が財政支援を行うこととしております。

また、条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

**議**            **長** これから質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** はい。1点お聞きしますが、この傷病手当金については、この第2項に給与等の支払いを受けている被保険者っていうふう書いてあるわけですけれども、通常は給与等の支払いを受けている人は健康保険じゃないかなと思うので、この国民健康保険の対象者で給与等を支払いを受けている人っていうのが、どのような人が該当するのかなというのをお聞きしたいと思います。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。給与支払いを受けてる方で、通常は社会保険じゃないのかと、で、国民健康保険に加入されてて給与の支払を受けている方はどのような方がいるのかという趣旨のご質問であると思いますけれども、すみません、私もどういう人かっていうのは、ちょっと詳細については、こういう方がいらっしゃいますというのはちょっと調べておりませんでしたので、なかなか思い浮かばないのですけれども、国が示している条文といいますか、準則がこのような形になっておりますので、国が示したとおりの改正をしているというところでご理解いただきたいと思いますが、で、実際に今その分であとから出てくると思うんですけど、今補正をさせていただいております。ただ、担当としましてもこのような方が多分出るだろうというような想定をして補正額を算定したのではなく、単純に時給に換算して国が示した計算方法によって算出ただけになってるところです。もしどのようなものがっていう具体的なものが回答として必要であれば後ほど回答したいと思いますけど。以上です。

**議**            **長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。いずれにせよ、該当者はいるという理解だということですね。

議 長 はい、健康推進課長。

健康推進課長 はい。そのように理解していただいてよろしいと思います。

議 長 そういうことでよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第10号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第10号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(14:39)

議 長 次に、日程第24、承認第11号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第11号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定に関する政令の一部を改正する政令が、令和2年3月30日に公布され、翌4月1日から施行されたところであり、このことにより、川棚町介護保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、川棚町介護保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明をいたします。

今回の改正につきましては、消費税を財源とした公費を投入することで低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年度から一部実施を行い、昨年10月の消費税率10パーセントへの引き上げに合わせて、さらなる軽減強化が実施されたところでありましたが、令和2年4月から消費税率10パーセント引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施を行おうとするものであります。それでは新旧対照表で説明いたします。

第3条では、保険料率を表しておりますけれども、第2項において第1項第1号に掲げる第1号被保険者、これは生活保護受給者等低所得者にあたります、の減額賦課に係る年度を「平成31年度から平成32年度までの各年度」としていたものを「令和2年度」に改め、現行では保険料が保険料基準額の負担割合0.375の額「2万4,750円」となっているものを、負担割合0.30の額「1万9,800円」に改めようとするものであります。

第3項では、第2項の規定が第1項第2号に掲げる被保険者に係る減額賦課について、「平成31年度から平成32年度までの各年度」としていたものを「令和2年度」に改め、「2万4,750円」を「1万9,800円」に、「4万1,250円」を「3万3,000円」に改めようとするもので

す。

第4項では、第2項の規定が第1項第3号に掲げる被保険者に係る減額賦課について、「平成31年度から平成32年度までの各年度」としていたものを「令和2年度」に改め、「2万4,750円」を「1万9,800円」に、「4万7,850円」を「4万6,200円」に改めようとするものがあります。

改正文の附則をご覧ください。この条例の施行期日について、令和2年4月1日から施行するとしております。

保険料の適用につきましては、令和2年度以後の年度分からとし、令和元年度分までの保険料については、なお、従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第11号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第11号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

（14：45）

**議** **長** 次に、日程第25、承認第12号「専決処分の承認（川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** **長** 承認第12号「専決処分の承認（川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした、一定の要件を満たす被保険者に対して傷病手当金を支給するために、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が4月28日に改正されました。このことにより、川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る4月28日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正いたしましたので、その内容についてご説明をいたします。

この改正につきましては、後期高齢者の医療に関し町で行う事務に傷病手当の支給に係る事務を追加するものであります。それでは新旧対照表において説明しますので、新旧対照表をご覧ください。

第2条の町において行う事務に、第8号として「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものであります。そのことに伴いまして、第8号が第9号へ繰り下がります。

附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。



議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第12号「専決処分の承認（川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第12号「専決処分の承認（川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(14:49)

議 長 次に、日程第26、報告第2号「令和元年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第2号「令和元年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」についてご報告をいたします。

令和元年度川棚町一般会計補正予算（第5回）におきまして、地方自治法

第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費としてご承認をいただいたところであります。この度、令和元年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、その内容について議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは内容についてご説明いたします。2枚目の繰越計算書をご覧ください。表の左から順に繰り出した予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内訳について掲げております。そして金額の欄は予算額で、翌年度繰越額は、実際に繰り越した額であります。

それでは事業の繰り越しが9事業ございますので、その事業の内容についてご説明いたします。

最初に新庁舎建設費2,950万円ではありますが、新庁舎建設に係る旧役場本館の解体工事費を繰り越したものでございます。

次の一般企画費205万5,000円につきましては、長崎県バス協会ICカードニモカ導入に係る補助金を繰り越したものでございます。

次の農道新設改良事業1,852万円ではありますが、県営事業基幹農道川棚西部建設事業の繰り越しに伴い、その建設事業負担金を繰り越したものであります。

その次の道水路維持補修費249万6,000円につきましては、下組大谷地区の排水路整備工事を繰り越したものでございます。

次の漁村再生交付金事業費398万6,000円につきましては、三越漁港の三越物揚場Bその3整備工事を繰り越したものでございます。

次の道路新設改良385万5,000円につきましては、町道野口線中組工区の改良工事費を繰り越したものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業費（道路新設改良費）2,792万4,000円につきましては、上組西部線の整備工事費を繰り越したものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業費（橋梁維持費）920万円につきまし

ては、惣津2号橋ほか1橋の調査設計費を繰り越したものであります。

最後の災害復旧費（農地農業施設）512万6,000円につきましては、下り道ため池災害復旧工事ほか1工事を繰り越したものであります。

以上、9つの事業について、令和元年度一般会計補正予算（第5回）の繰越明許費において掲げた金額と同額の、総額1億266万2,000円を令和2年度に繰り越しを行ったものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(14:54)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第27、報告第3号「令和元年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 報告第3号「令和元年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」について、ご報告をいたします。

令和元年度川棚町下水道事業会計予算の繰越につきまして、地方公営企業法第26条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額につきまして、繰越計算書が作成され、川棚町下水道事業者から報告を受けておりますので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、その内容について議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水道課長** それでは、内容について説明させていただきます。2枚目の令和元年度川棚町下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条に予算の繰越についての条文があり、第1項では通常の繰越、第2項では、ただし書により事故による繰越について定められ

ております。さらに経理の手引きでは、第1項は建設改良費に限ることとされており、第2項では建設改良費に限らず、すべての支出予算について可能とされております。

そこで今回の繰越計算書であります。表の名称として地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額としており、1款資本的支出、1項建設改良費に関するものを記載しております。事業名は川棚町公共下水道管路施設ストックマネジメント実施方針策定業務並びに川棚町公共下水道管路施設耐震診断（詳細診断）調査業務で、予算計上額が3,514万5,000円に對しまして、支払義務発生額が1,495万7,000円であり、翌年度繰越額は2,018万8,000円であります。また、繰越に係る財源内訳は国庫補助金960万5,000円、損益勘定留保資金1,058万3,000円であります。

繰越となりました原因につきましては、表右の説明欄に「不測の日数を要した」と記載しておりますが、今回、繰越を行う業務は令和2年度からの計画でありました。急遽当該交付金の割り当てがあったことから、社会資本整備総合計画に計上しておらず、計画変更申請から交付決定までの手続きに日数を要したことによるものであります。以上で説明を終わります。

**議** **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(14:58)

**議** **長** 次に、日程第28、報告第4号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** **長** 報告第4号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」についてご報告をいたします。

川棚町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、水道料金の債権の放棄を、令和2年3月31日付で行いましたので、同条例第2項の規定に基づ

き、議会に報告するものであります。

今回、放棄を行った債権は、令和元年度に不納欠損処分を行った水道料金であります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**議**            **長** 水道課長。

**水 道 課 長** はい。それでは内容について説明させていただきます。中ほどの表をご覧ください。

調定年度につきましては、当該債権の調定年度を記載しております。債権の名称につきましては、いずれも水道料金であります。件数につきましては、月々の水道料金の件数であり、平成23年度4件、24年度7件、25年度4件、26年度12件、合計が27件であります。金額は当該債権の調定年度ごとの合計金額を記載しております。放棄の事由につきましては、時効期間満了によるもので、同条例第15条第1項の第1号要件に該当します。また、備考欄につきましては、該当債務者数を記載しており、3の方が対象となっております。令和元年度において不納欠損処理を行った27件、2万9,820円の債権につきましては、川棚町債権管理条例の規定に基づき、債権放棄を行っております。以上で説明を終わります。

**議**            **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(15:01)

**議**            **長** 次に日程第29、議案第35号「川棚町新型コロナウイルス感染症等対策基金条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。  
町長。

**町**            **長** 議案第35号「川棚町新型コロナウイルス感染症等対策基金条例」について、提案理由をご説明いたします。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の拡大が住民生活に甚大な影響を

及ぼしていることから、感染症の拡大防止や地域経済の回復等に要する経費に充てるため、川棚町新型コロナウイルス感染症等対策基金条例を設置しようとするものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、私の方から説明させていただきます。

町長の提案説明にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大が住民生活に甚大な影響を及ぼしていることから、感染症の拡大防止や地域経済の回復等に要する経費に充てるため、そして、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波への備え、及び新たな感染症の対策に備えるため、川棚町新型コロナウイルス感染症等対策基金条例を設置しようとするものであります。条例の内容につきましてご説明したいと思います。

第1条につきましては、本基金の目的などを規定しているもので、本基金を新型コロナウイルス感染症等の拡大防止、地域医療体制の整備、住民生活の支援、地域経済の回復を推進する事業等の財源に充てることが目的としております。

次の第2条につきましては、基金の積立額に係る規定でありまして、本基金の積立額を一般会計歳入歳出予算に定めることとしております。

次の第3条につきましては、基金の管理に関する規定で、金融機関への預金ほか最も確実かつ有利な方法で保管することとしております。

次の第4条につきましては、基金の運用収益に関する規定で、収益も一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れることとしております。

次の第5条につきましては、基金の処分に関する規定で、第1条の目的達成に必要な事業の財源に充てる場合にだけ一般会計歳入歳出予算に計上して処分できることとしております。

次の第6条では、基金の管理及び処分についての必要な事項は町長が定めることとした委任規定でございます。

附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよ

ろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** はい。質問をいたしますが、本当は質問、答弁、質問、答弁ってこうなると思うんですけども、時間がかかりますので答弁を予測してですね、第1段階の質問、第2段階の質問、第3段階の質問という形でまとめて質問をしますので、よろしくお願いいたします。

まず、第一段階の質問として、この基金の財源についてですが、一般会計からの繰入金か、一般会計から積立てるという形でこの基金の財源が規定がなされておりますけれども、これでは具体的にはわからないので、何か当てにしている財源があるのではないですかという、どういう財源を当てにしているんですかというのを第1段階の質問とします。

で、その予測が先般説明を聞いたからですけど、予測が立ちますので第2段階の質問をします。おそらくその財源として充てるのは、1つは三役給与の削減分だと思います。これは私問題ないと思います。もう1つは、町外からのふるさと納税をなるべく受けようということであろうと思います。これも問題ないと思います。それで3つ目が、町内からのふるさと納税を受けようという話があるわけですけど、これが私はよくないというふうに思っているわけでありまして。すなわち、町民からふるさと納税という形で寄附を受けてもですね、あとから住民税の減税で戻すわけなので実質その町民からは2,000円しかもらわないことになるわけですよ。10万円もらっても20万円もらってもですね、2,000円にしかならない寄附っていうものは、全くおかしいことではないですかということをお願いしたいわけです。で、実はその減額分は国から補填なされるというような説明がっておりますが、それはおかしいのではないかと。すなわち、町民からの寄附っていうのを名目に国から金を持ってこようっていうようなのは邪道じゃないですかっていうふうなことを私は思うわけです。ので、例えば私がですね、ある町民にこのコロナウイルス基金に寄附をしてくださいよという勧誘をしてもですね、あとから戻るから、あとから大部分は戻るんだから実質2,000円でいいんですから寄附してくださいよなんていう言い方はですね、できないですよ。それを何ですかと、いったいどんな意味があるのと。そしたらば、いや20万円のうち15万円くらいは国からもらうからいいんだよっていうふ

うな説明をすれば、それはおかしかろうとそんな自分の名前を使って国の金を取ろうなんてそんなことには協力できませんって言われるはずですよ。非常にこれは、ふるさと納税を使うっていうのはおかしい話だと思うんですね、私はその町民に進めるべきような話ではないし、あるいはほかのまちにもですね、私たちはこんな制度をつくりましたなんて胸を張って言えるような制度ではないと思うんですよ。だから第二段階の質問としては、町民からふるさと納税という形で寄附を受けるということについては、実質的な寄附ではないので、おかしいのではないかとこの点と、そもそもふるさと納税という制度の趣旨に反してるんじゃないかというこの2点を第二段階として聞きたいと思います。

第三段階は、そのようにしてふるさと納税による寄附金を当てにできないのであれば、そもそもこの基金というものをつくる意味がないのではないかとこのことを第三段階の質問です。以上です。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。田口議員の方から3点のご質問をいただきました。

まず、第一の基金につきましては財源について何を当てにしているのかというふうなことで、先ほど田口議員の方からもご説明がありましたとおり、まず三役の1か月分の給与を減額するということがこれはコロナウイルス対策に充てるんだということでおっしゃっておられますので、そのお金を、その減額した額と同等の額を基金に積み立てるということで、このあと一般会計補正予算（第3回）が出てきますけれども、その中で計上しているところでございます。そのほかにつきましては、こちらでも田口議員からありましたとおり寄附によりまして積立を図りたいという考え方でございまして、そこで第二の質問ということで、町内からのふるさと納税についてのご質問がございました。これも全員協議会のお話もしたんですが、やはり町民から寄附を募るときのことなんですが、ふるさと納税制度を利用した方が住民の方も寄附をしやすんじゃないかというふうな判断のもとですね、町民の方もふるさと納税を活用していいのではないかとこの判断からですね、この制度を活用したいということでご説明をしたわけでございます。それで参考までにですね、全国の現在ふるさと、失礼しました、このコロナウイルス対策関係の基金をされてるところを調べてみたんですが、結構もうされてると



ころあるんですけれども、一応たくさん調べはしたかったんですが、5か所、インターネットで検索した中で見てみました。これは久喜市とか加西市、大阪市、京都市などなんですけれども、一応5市の方見させてもらったんですが、やはりどこもふるさと納税を活用して基金を募っているという状況でございます。それと、ふるさと納税を活用しますのは、やはり全国的に納税サイトを使って基金を集めているというふうなことで、非常にそこを使うことで寄附の方もしやすくなるということも考えた次第でございます。特にコロナウイルス関係につきましては、3密とか、接触の回数を減らすということを考えますと、ふるさと納税を活用するのがいいんじゃないかという判断のもとですね、このふるさと納税サイトを活用した方がいいという考えのもと、その基金につきましてもふるさと納税で募ることはいいのではないかと判断したところでございます。ただ、町内の方が寄附されるときに直接役場に来られたりして寄附されることがございます。これにつきましてはふるさと納税という形でも、一般の寄附という形でも取り扱えますので、その寄附者のご意向をご確認したうえでですね、基金の方の積立の方を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、ちょっと第三の基金をつくる意味がないのではということですが、川棚町の財政につきましては、非常に厳しい状況でございます。コロナウイルス対策を進めていくためにはやはり基金をつくりまして、そこで何かしらあったときにすぐ出動できるような財源を確保するということが必要と考えているところでございます。ですので、この新型コロナウイルス感染症等対策基金については必要なものということで考えているところでございます。以上でございます。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

**8 番 田 口** 今ほかの県の例を言われましたのでちょっと聞きますが、そのふるさと納税サイトによるっていうことが多いということですが、それもその市内の、そのまちの中の町民市民も対象としているという意味でしょうかということをお願いします。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** 時間がなくて全部が全部調べられてないんですけれども、私が見た限りではですね、市内の住民に対してもですね、ふるさと納税もしく

は一般寄附でできるようなホームページを作成して募っているという状況で  
ございます。以上でございます。

**議** 長 田口議員。

**8 番 田 口** それで、先ほど言いましたように、先ほど聞きましたけど、  
そもそもそのふるさと納税の趣旨にそういうものはあるんですかと、それと  
その寄附をもらう意味があるのですかというのを聞きたいわけです。実質住  
民税で戻すのであればまったく、2,000円しか意味ないわけですから、  
そういうものを意味あるんですかということを知りたいと思います。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。そこに意味があるのかというふうなご質問でございま  
すが、やはり財政の担当としましては、今回のコロナウイルスに関しまして  
は多額の財政出動が必要であるというところから、この基金については設置  
しないといけないという考えでありますので、そのふるさと納税を使って寄  
附を集めることも一般寄附で募ること、どちらもやはり必要なことではない  
かというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議** 長 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** この基金の財源ですけど、大体基金をつくるというのは、  
ある程度の大きな財源があって、どっからか財源をですね、持ってきたう  
えで基金をつくるのであって、報酬あたりをカットしてその分を基金に充てる  
というのはちょっとおかしいんじゃないかと思いますが、ほかの財政調整  
基金とかそういったものを、200万なら200万、300万なら300万  
ばかりそっちの方に流用をしてから基金をつくるべきじゃないかと思いま  
すけど、その考え、要するにそういったことに対して町長ですね、町三役の  
基金を充てるっていうのはちょっとおかしいんじゃないかと思いますが、  
その辺はどのようにお考えですか。

**議** 長 はい、堀田議員。

**1 0 番 堀 田** ほかの財政調整基金あたりからそういった200万300万  
を持ってくるような基金づくりはできなかったのですか。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** ほかの基金から持ってくるという形で他市でも基金をつくっ  
ているところはございます。やはりそういう自治体におきましては財政にゆ

とりがある自治体ではないのかなというふうに思います。うちの財政調整基金につきましては非常に厳しい状況でありまして、今これを割ってコロナウイルス関係の基金をつくるというのは非常に厳しいと判断いたしましたので、今回は三役の方が1か月分給与を減額するというふうなことで、一般会計の方、その分余裕と言っははいけませんけれども、基金を創設する原資となるという判断をいたしましたので、今回は三役の給与を原資に充てるという考え方で基金を考えたところであります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** 1 3 番、波戸です。この条例がですね、新型コロナウイルス感染症等対策基金条例となっておりますけども、昨今、報道等を見ておりますと、自然災害によってですね、被災される方々も多く報道等で見かけております。これをもう少し幅広くですね、自然災害等の被災された方にも使えるような基金条例に将来的に改正するという考え方はもっていらっしゃいませんか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。今回はこの新型コロナウイルスにおきまして、非常に社会が変わるような影響が出ているというふうなことで、これもまた第2波、第3波があるのではなかろうかというふうなこと、そしてこの感染症につきましては、例えばこのコロナウイルスに関しましても、8年から10年の周期で起こっていると、SARS、MERS ございましたが、もう10年周期から8年ぐらいになっていると、そういう状況からいたしますと、この基金につきましては感染症対策という目的を持った基金という形で今回は提案させていただいたという考え方でございます。何でも使えるような基金といたしましては、何でも使える基金と言っちゃおかしいんですけども、財政調整基金の方がございますので、何かしら災害等緊急に対応しないといけないというときにはですね、そちらの方の基金を使うという形になります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに。初手議員。

**4 番 初 手** 基金につきましては、この前、全協でちょっと内容的な面を聞かせていただいたんですけども、その折にですね、基金には目的額が設定が必要だろうということでお聞きしたところ約1,000万くらいと。その根

拠については財調持ち出しというような話があったかと思えます。その辺の見解についてはそういうふうに理解していいのか。それと、実際に今後の活用、そしてまたコロナウイルス感染症等という、今、波戸議員の中にもありました、広げるかどうかというのがありますけれども、これから長い目で見ればまだ金額はいろいろあった方がいいといえますかね、かかる面もあるかと思うんですけども、そういった意味での目標額の設定というのはもっとやはり高く位置付けるべきじゃないかと思えますけれども、その辺の見解についてお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。初手議員からのご質問でございますが、基金の目標額ということで、当然積立基金でございますので、目標額というのがあってしかりというふうなことでございます。今回、目標としましては、令和2年度の第1回の補正におきまして、1,530万円財政調整基金を取り崩すという形で専決補正をさせてもらいました。そして第2回の方でその財政調整基金を調整いたしまして現在960万の取り崩しとなっているという状況でございます。目標としましてはやはり、財政が厳しい川棚町でございますので、財調の取り崩しをなくすような基金をつくりたいというふうなことで、目標額は今のところ1,000万という考え方を持っているところでございます。積立基金を募るといってもございまして、具体的にどの程度寄附があるかわからない状況でございますが、現在ふるさと納税は5,000万の目標を立てております。そのうち1,000万程度こちらの方の積立にできればいいということですので、今1,000万という目標で基金目標を立てたところでございます。確かにコロナウイルスに関しましては、影響がどのようなものか、甚大なものはありますので1,000万じゃとても足りないという考えはございます。そこはですね、今後の寄附の状況を見ながらですね、目標額の設定はですね、そこら辺を見ながらもう少し大きい目標が立てられるのであればまた見直し等も図っていければと思っているところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**1 1 番 炭谷** 大体、大まかなことは見えてきたんですけども、この金額は1,000万にする、そのための年限っていうのは何年くらい経ったときに

1,000万の基金が積み上がっていくのか。そこがちょっと今のところ見えてないような感じがするんですけども、といいますのが、昨日も町長の答弁の中にもありました、おそらくこういった不景気になってくると、コロナそのものの収束があってもそれに関わってくる、その景気・不景気の回復というのかなり見通しがつかないというようなことも言われておりますし、財源が今の段階じゃなくって、税金が減っていきだろーというそういった時期にありながら、なおさら基金を積み立てていくとするならば、期間が見えてこない。資金はしたいけど基金が積み上がっていないというふうな状況が考えられないとも言えないわけですね。といいますのは、結局11年前にあったサブプライム問題で非常な、それは証券的な不景気が来たわけですけども、そういった時期にあって、あの時期からかなり3年、5年と私は引きずって景気回復にならなかったというふうなちょっとありますし、税務課の今までの税の徴収があのおときほど私は下がったことがないんじゃないかというふうに思いはするわけです。確かに事実調べてはおりませんけども、そういった中がサブプライム問題よりもややこしいじゃないかというふうなことも聞いたこともありますし、報道されていることも見たこともあるわけです。そういった中で、本当に三役の1か月分で大丈夫なのか、そして先がそういったふるさと納税金なので大丈夫なのかって、これをもっとこう長期間的にながめてみていくのであれば、私どもは、私は、個人は議員としてでも議員報酬をといるのを考えていく時期が来るんじゃないかというふうなことも思っておりますし、そういったことで本当にその財政が大丈夫なのかっていうことをもう少し何らかの基盤があつてのことっていうふうに思いますので、そこら辺わかっておればお願いをしたいと思います。以上です。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 炭谷議員からお尋ねがありました、ご質問がありました、期間の問題ですね、いつ頃までを目標にするのかということでございます。先ほどもご説明しましたとおり、今回財政調整基金、こちらの方が960万円今のところこのコロナウイルス対策で取り崩しを余儀なくされていると、それを解消したいというふうなこと。それからもう1つがふるさと納税につきましては5,000万を目標にしている、そのうちの1,000万程度をこちらで集まらないかということでご説明いたしました。したがいまして、今

年度中に何とか1,000万円程度の基金が積立できないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。田口議員。

**8 番 田 口** 今回のこのコロナについての状況ですけれども、全国的にわかったのは、地方の生活の方がこういった感染症については安全であるということがほぼ認識されたのではないかと思います。それに加えてですね、私は町民同士がお互い助け合うようなしっかりした仕組みをつくっていけばより安心なまちだということで、これから人口の地方還流というものの1つの呼び水になるのではないかなというふうなことを思っていますね、そういった話も町長にもしたところでありますけれども、今回はこのふるさと納税を使うような形では私の今期待しているようなところには合わないと思います。で、別に期待してるか期待に合わないから反対ということではなくて、その自分自身の期待を除いて考えてみてもですね、そういった町民の寄附というものがあまり当てにならない状態のような仕組みであれば、基金としてはつくる意味があまりないと思いますので、反対いたします。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。いませぬね。福田議員。

**1 番 福 田** はい。新型コロナウイルス感染症等対策基金条例について賛成の意見を申します。基金の目標額の約1,000万、これがそういった災害、災害といいますか、自然災害のときに国からの支援がくるまでの繋ぎとしての資金としてですね、財源としてやっぱり町としては確保しておくべきだと思いますので、賛成いたします。

**議 長** 次に、反対者の発言を許します。堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。緊急的財源の確保っていうのは確かに必要だと思いますけど、町三役の報酬を減額してそれに充てるっていうことに対して反対をいたします。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。高以良議員。

**9 番 高 以 良** 私は賛成の立場で討論いたします。いろいろ意見も出ておりまして、財源の確保については100点満点というわけにはいかないというふうに思いますが、やはり今のこのコロナ感染症の対策として、いつ何が起きるかわからないというようなことを考えれば、こういう基金はぜひ必要なものであろうというふうに思いますので、賛成いたします。

**議 長** 次に、反対者の発言を許します。炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** あの、議長、意見は賛成なのか、反対なのかにどちらかに決めたいです。

**議 長** そうです。

**1 1 番 炭 谷** 結果だけですか。

**議 長** はい。

**1 1 番 炭 谷** 追加とか、

**議 長** 追加。

**1 1 番 炭 谷** 補足とか、変更あればというふうなことはないわけですね。

**議 長** 今、反対か賛成かの討論であります。

**1 1 番 炭 谷** 討論でしょう。

**議 長** はい。

**1 1 番 炭 谷** ですから私は賛成ですけど。

**議 長** 賛成討論ですか。

**1 1 番 炭 谷** 賛成でありながら、三役の給与5か月間というのは、短期間すぎるというふうに、私は意見です。

**議 長** 炭谷議員、確認しますけども賛成討論ですか、反対討論ですか。

**1 1 番 炭 谷** 賛成ですけど、私の思いとしては討論ですから言わせてもらえば、5か月間ではおかしいと。それは短絡だと。

**議 長** 三役の分は次の議案で出てきますので、これは基金条例をどうするかという討論です。

**議 長** ほかに反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号「川棚町新型コロナウイルス感染症等対策基金条例」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

**議** 長 起立多数です。したがって、議案第35号「川棚町新型コロナウイルス感染症等対策基金条例」は、原案のとおり可決されました。

(15:35)

**議** 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(15:35)

(…休 憩…)

(15:45)

**議** 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** 長 ここで、会議時間を延長いたします。

(15:46)

**議** 長 次に日程第30、議案第36号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** 長 議案第36号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、4月7日に国の緊急事態宣言が発出され、去る5月25日に解除されたところではありますが、我が国の国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしたところであり、本町におきましても町民並びに事業者の方々に深刻な影響が生じているところでもあります。

これに対して、本町におきましても各種の対策を講じているところではありますが、今もなお地域経済の回復にはほど遠い状況であり、今後も新たな対策を講じる必要があり、多額の経費を要するものと想定されます。



このような状況を鑑み、5月1日に補正予算（第1回）の専決処分を行った際に、町長、副町長及び教育長の給与の減額を行い、対策の財源の一部に充てるという旨を公表したところであり、この度それを実施するために本条例を提案し、議会のご決定をいただきたいと、このように思うところであります。町長、副町長及び教育長の給与について減額する期間は、いずれも令和2年7月から11月までの5か月間、減額の額はいずれも給料の月額のうち20パーセント減額であります。

提案理由につきましては以上のとおりであります。詳細については、総務課長から説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。それでは条例の内容についてご説明いたします。

今回、町長及び副町長の給与に関しましては、町長及び副町長の給与に関する条例、そして教育長に関しましては教育長の給与に関する条例ということで規定をしておりますが、それらを一括して改正を行うための一括条例という形式をとっております。

それでは新旧対照表をご覧ください。まず第1条による改正として、町長及び副町長の給与に関する条例の改正であります。現行におきましては、附則が第1項から第13項まであります。これに第14項を加えるという改正であります。読み上げます。第1条の規定に関わらず、町長及び副町長の給料の月額は、令和2年7月から同年11月分支給に限り、同条に定める月額から、当該月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とするとしております。第1条の規定におきましては、給料の月額を定めておきまして、町長においては月額74万円、副町長におきましては59万円という月額を定めております。そして令和2年7月から11月まで、この5か月間に限り当該月額を100分の20減ずるという、そういう規定であります。したがって20パーセント減の5か月間ということですので、合計しますとそれぞれちょうど1月分の減額ということになります。

続きまして、第2条による改正であります。教育長の給与に関する条例の改正であります。現行においては第1項から第8項までの附則がありますが、これに第9項を設けるものであります。これも第1条の規定に関わら

ず、教育長の給料の月額、令和2年7月から11月分の支給に限り、道場に定める月額から当該月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とするとしております。第1条の定める教育長の給料の月額は、56万円であります。これも同じく、本年の7月から11月の5か月分に限り、100分の20を減ずるといふ、そういう措置であります。したがって、ちょうど合計すると1月分の減額ということになります。

それでは議案、表をご覧ください。この附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから質疑を行います。高以良議員。

**9 番 高 以 良** はい。条例の形式のことでお尋ねしたいと思いますが、今回の議案は、この表題にあるような条例を一部改正ということではなくて、このような名称の条例を新規に制定するという条例だというふうに理解してはいるんですが、過去にも何回か三役の給与については減額をされたことがあると思うんですけども、その際にはそれぞれの条例の一部改正という形で議案が出されてたと思うんですが、今回こういうふうに新規条例という形で提案されたのは何か理由があるのかお尋ねしたいと思います。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。ご指摘ありましたように、今回この題名の条例を制定するという、そういう形式をとっております。それでご指摘のようにですね、従来は町長、副町長の給与条例、そして教育長の給与条例、過去多用したことがありますけれども、それぞれの条例の一部の改正、一部を改正する条例というご提案をしておりました。そこで今回ですね、そのときの議事録等見ておきますと、すべて一括提案をされておるといふ状況であります。そして今回町長が表明しましたように、三役の給料を今回の新型コロナウイルス感染症に伴ってやるという措置ですね、一括条例という形式をとる方が適当ではないかと、そういう判断をしたものであります。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。この期間のことですけど、7月から11月までってしたのは、要するに5か月間ってしたのはなぜでしょうか。ちょっと1年間とか、あるいは6か月とかそういうふうにするのが財源的にはいいと思うんですけど、日にちをそういうふうにしたのはなぜですか。

**議** **長** 町長。

**町** **長** はい、お答えします。これは給与の1か月分を減じたいという思いから、5か月間の20%でちょうど1か月分になるということで提案をいたしております。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 炭谷です。いいですか。1か月分ということは1年に直すと12分の1ですよ。しかし年俸からいくと16分の1ぐらいじゃないかと思うんですけども、要するに私の感覚では三役にしても、これだけ町民が今からといいますか、先ほど言いましたように町税が少なくなっていくこの不景気の中、いうこともあり得るということも考えて基金をつくろうと言っておるような行政の側にあるならば、本当に何とかしていこう、そして先ほどの財政課長じゃありませんが、かなり厳しい状態にあるというふうなことも財政課長が言っておられますし、そういうことであれば1か月分というのはいかがなものか。そこら辺は一番理事者のトップである町長の以下の三役でありますので、私はせつかく皆さんに町民の姿勢を行政を担っていく責任をきちっと正していこうとされることであれば、もう少し係数が高いか、1か月分じゃなくて、せめて数か月、3、4か月とか、そういったことは出していっていただいてもらってもやぶさかじゃないんじゃないかという、私は思いますけど、その点の見解がもしあれば聞かせていただきたいと思います。

**議** **長** 町長。

**町** **長** はい。特にありません。ただいま、先ほどの議員の質問にお答えいたしましたように、1か月分の給与を減額したいということで、今回提案をいたしております。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。報酬を削減しても、誰も所得は増えないと思います。

大きな災害が起きるたびに痛みを分かち合うからといって報酬を削減しているとですね、近隣市町にも悪影響を及ぼす可能性もあり、町職員の給与の削減にも繋がりがねません。ましてや未来世代につけを残すことになりかねませんし、基金の財源にするのであれば別の財源を充てるべきであり、町三役の報酬削減には反対をいたします。

**議**          **長** 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。山口議員。

**6 番 山 口** はい。これが適正かどうかというのは別個にしてですね、町長ですね、気持ちを汲んでこれに賛成をいたします。

**議**          **長** 次に、反対者の発言を許します。炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 私は、町長が本当にコロナに対しての各町民の方が厳しい状態にあるということをきちっと受けていくなれば、これは今よりも多く減じてもいいことだと思い、反対します。

**議**          **長** 次に、賛成者の発言を許します。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** この条例に賛成する討論を行います。町長はじめ三役の給料を100分の20減額ということです。この金額について大きい小さい各個人あろうかと思えますけども、三役の方、身を削ってこの基金に積み立てようとされておりますので、私は賛成をいたします。

**議**          **長** ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

**議**          **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

**議**          **長** はい。起立多数です。したがって、議案第36号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する

条例」は、原案のとおり可決されました。

(16:00)

**議 長** 次の日程に移ります前に、先ほど議案第35号につきまして、炭谷議員から賛成討論がありましたけれども、私議長といたしまして議事録の整理上ですね、賛成討論の内容について、少し検討すべきではないかという判断をいたしておりますので、ここで、しばらく、暫時休憩をさせていただきます。

(16:01)

(…休 憩…)

(16:10)

**議 長** これから暫時休憩を解きたいと思います。先ほど炭谷議員の賛成討論について、炭谷議員の方からこの内容についてはやはり議事録等も起こしながら検討をするべきだろうと思ひまして、そういうこともありましたので、炭谷議員の方からも議長に一任ということをお願いしましたので、この件につきましては、議事録等を起こしてから再度検討させていただきたいと思ひます。以上です。

**議 長** それでは、引き続き議事に入ります。次に日程第31、議案第37号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第37号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,777万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億952万9,000円にしようとするものであります。併せて、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては、補助事業に係る国庫支出金の増額、コミュニティ助成事業の決定による諸収入の増額。

歳出においては、地域医療体制の充実を図るため、新たに開業または就業する医師に対して支援する川棚町医師確保事業の追加、県営事業の県道大崎公園線工事及び白石港湾工事の減額に伴う地元負担金の減額、児童生徒一人一台のタブレットパソコン及び高速大容量の通信ネットワークの整備を行う

G I G Aスクール整備事業の追加、小学校トイレ改修工事の増額が主なものであります。その他当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。それでは、事項別明細書の歳出から説明しますので、18、19ページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の財源として町長と副町長の給与1か月分を減額するものであります。

1項6目企画費につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業に新百津自治会から要望がありました、放送機器、机、椅子等の備品購入を申請したところ、助成の決定をいただきましたので、その決定額と同額を新百津自治会へ補助金として18節に計上するものであります。

次の11目諸費につきましては、転入世帯などの自治会加入を促進するため、自治会が加入者にしおさいの湯入浴券を交付する事業に対して、自治会への補助金を18節に計上するものであります。

次の22目新型コロナウイルス感染症等対策基金費につきましては、新型コロナウイルス感染症等の対策事業に充てるため、新たに創設した新型コロナウイルス感染症等対策基金の積立金を計上するものであります。積立金額につきましては、町三役の給与1か月分を新型コロナウイルス感染症対策の財源として減額することから、減額相当額を計上しているところであります。

次の2項2目賦課徴収費につきましては、町内企業の法人町民税町民税確定申告により支出還付金が既に生じたので、今後の支出を見込み100万円を増額するものであります。

次の5項2目統計調査費につきましては、歳入において農林業センサスに係る委託費が追加交付されることとなりましたので、役務費に同額を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費、説明欄の保健衛生総務

費につきましては、産休代替職員の確保が難しく、会計年度任用職員で対応するため、1節報酬と2節給料を組み替えるもので、次の緊急医療対策事業費につきましては、地域医療体制の充実を図るため、新たに開業または就業する医師に対し開業等の費用の一部を助成する川棚町医師確保事業を創設し、1件分の予算として18節に30万円を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費、説明欄の米需給調整総合対策推進事業費の増額は、川棚町地域農業再生協議会に対する県補助金の割当額が11万2,000円増額となりましたので、18節で同額を増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、職員の病気休暇のため、会計年度任用職員の報酬を計上するものであります。

2項3目道路新設改良費につきましては、県道大崎公園線の県営事業が減額となり、その地元負担金を120万7,000円減額するもので、その次の4目橋梁維持費につきましては、開1号橋舗装補修工事費の不足が見込まれ、14節で200万円を増額するものであります。

次の4項2目港湾建設費につきましては、県営事業の白石港湾改修工事が減額となり、その地元負担金を2,265万円減額するものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の財源として、教育長の給与1か月分を減額するものであります。

次の4目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費につきましては、国が提唱するGIGAスクール構想を実現するため、児童生徒一人一台の端末及び高速大容量の通信ネットワークを整備する予算を各節に計上するものであります。12節では校内通信ネットワークの整備・設定に要する経費を、13節では導入する764台のタブレットコンピューターのうち723台は国から納入事業者へ直接支払われることから、残りの補助対象外の41台分のリース料、そして764台分の保守料を計上するものであります。

17節では遠隔授業のための備品及び家庭学習のためのWi-Fiルーターを購入する経費を計上するものであります。

2項3目施設整備費につきましては、3小学校のトイレ改修工事において、予算要求時の労務単価が令和2年度に入って大幅に上昇し、工事費の不足が見込まれましたので14節を増額するものであります。

次の4項1目社会教育総務費につきましては、片島公園に点在する戦争遺構を国登録文化財登録推薦のため文化庁職員の現地確認旅費を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより338万9,000円を減額するものであります。歳出は以上であります。続きまして歳入を説明しますので8、9ページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。2項3目土木費国庫補助金につきましては、歳出の社会資本整備総合交付金事業の増に伴う増額補正であり、4目教育費国庫補助金、説明欄の学校施設環境改善交付金につきましては、歳出の3小学校トイレ改修工事費の増に伴う交付金の増額であります。

次の公立学校情報機器整備費補助金及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金につきましては、歳出で説明しましたGIGAスクールの構築に関わる補助金の追加であります。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。2項4目農林水産業費県補助金につきましては、米需給調整総合対策推進事業に係る追加補助がありましたので増額するものであります。

次の3項1目総務費委託金につきましては、農林業センサスに係る委託金が追加交付されることとなりましたので、増額するものであります。次のページをお願いいたします。

15款財産収入であります。2項1目不動産売払収入につきましては、町有林の管理を東彼杵郡森林組合に委託しておりますが、このたび間伐材の売却収入が生じたので、増額するものであります。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項5目雑入につきましては、歳出で説明しました新百津地区への補助に係る自治総合センターのコミュニティ助成金190万円を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。1項3目土木債、説明欄の港湾建設事業債につき



ましては、県営事業白石港湾改修事業の負担金減額に伴うもので、次の地方道路等整備事業債につきましては、県営事業大崎公園線の地元負担金の減額に伴うものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業債につきましては、開1号橋補修工事などの増額に伴うものであります。

次の4目教育債につきましては、GIGAスクール構築並びに3小学校のトイレ改修工事の増額に伴うものであります。歳入は以上であります。次に4ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど説明しました20款町債に対応するものでありまして、この表の補正前と補正後の金額の差額合計が16ページの町債の補正額と一致するものであります。補正後の限度額を9億7,630万円とするものであります。続きまして3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。こちらは1件を追加するものです。内容につきましては、川棚町中小企業振興資金を川棚町が指定する金融機関から町内中小企業者が借り受けるにあたり、長崎県信用保証協会の債務保証について、町が損失補償をすることという事項であります。なお、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。そして30ページ以降につきましては、給与明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上が令和2年度一般会計補正予算（第3回）の内容でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議**            **長** これから質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** ちょっと聞き取れなかったのかもしれないので聞きますが、19ページの諸費なんですけれども、自治会がしおさいの湯の券を配るといふようなお話だったように聞きましたんですけども、どこの自治会が配るのかということと、そのしおさいの湯の券の券面額の何パーセントを町が負担するという意味なのかということと、で、63万円というと結構、500円の券にしても1,200枚、1,260枚かなんか大きな枚数になるので、どのようなものなのかということをお聞きしたいと思います。

**議**            **長** 総務課長。

**総務課長** それでは、ご質問がありました諸費の63万円の増額についてご説明をいたします。これは新たに設けた事業でありまして、川棚町自治会加入促進支援事業というものを設けております。これは川棚町総代会からですね、要望がありまして、自治会の加入促進、転入転居によって自治会に入ってもらってもなかなか加入が伸び悩んでいるということで、これを何とか促進するような方策ということでですね、総代会の方で制度設計をいただきまして、今回事業を設けたものです。

ちょっと長くなりますが、その制度であります、これは先ほど言いました転入あるいは転居で各自治会に引っ越してこられた方、これにつきましてですね、住民係の窓口で転入届を出された場合に自治会加入のお願いのハガキを交付いたします。それで、そのハガキというのが加入を申し込むというハガキでありまして、それが各地区の総代さんのところに届きまして、それを各地区総代さんが取りまとめて加入をされた方にですね、しおさいの湯の入浴券、これを1世帯に当たり5枚、額面にして3,000円分を交付しようという、そういう促進策であります。その交付したしおさいの湯の入浴券に対しまして、町が総代会に補助を行うというものであります。ですから、交付をした取りまとめはですね、すべて総代会で行っていただきまして、各地区の総代さんが個別に行うのではなくてですね、総代会の方で全部取りまとめて町の方に請求をして、それに対して交付をするという、そういう事業を今回設けたものであります。これによって、転入してこられてもなかなか自治会に入ってもらえない方、これを何とか自治会に加入をいただくというそういうものであります。

それですね、先ほど予算についての63万円というこの内訳であります、大体見込んでおりますのがですね、世帯、これは年間で300世帯ほど転入を、入ってもらえます。そのうち50パーセントですね、何とか加入を促進していただけないかと、そういう目標を立てております。そして既に未加入世帯の方についてもですね、こういう促進策をしまして、大体600世帯ぐらいあろうと見込んでいるんですが、その分10パーセントという見込みです。合わせてですね、210世帯程度、この2年度においてこの事業の創設において加入促進を図ろうと、そういう目標を立てております。ですから3,000円の210世帯、合わせまして63万円というそういう計上を

したという次第であります。以上が今回の一般諸費の63万円の増額であります。以上で説明を終わります。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**6 番 山 口** 26、27なんですけども、GIGAスクール整備事業、教育委員会ばかり聞いて申し訳ないんですが、国からですね、732台ですが直接タブレットがくるということなんですけども、先ほどの説明ではですね。この受け入れ態勢はどういうふうな形になっているのかちょっとお尋ねしたいです。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまのご質問についてお答えします。国から支給される受け入れ態勢ということでございましたけれども、国からはですね、本町に在籍する小中学校の児童生徒の3分の2の児童生徒分に係る一人一台のタブレットコンピューターが今回措置されるということになっておりまして、これにつきましては町の方ですね、購入手続きを取っていくというような状況でございます。そこで、タブレット一台当たり国が助成する額としては4万5,000円という上限がございまして、この上限を超える分については町の負担となっていくんですけれども、今回見込みでは4万5,000円内で納めることができるんじゃないかと思っております。これに保守・保証を付けてリースとして5年間で活用をしていきたいと考えておるわけですが、その4万5,000円を上限とする国の助成分については町が購入をした手続きをしたあとにですね、これを国の方から直接購入事業者の方、発注先の方に、いけば代金が支給されるというような状況になっていきますので、購入手続きについては町の方で行っていくというような状況になっていきます。そして5年間の保守・保障のリース分としてですね、今年度は9月くらいを目処に導入できないかということで考えておりますので、26ページ、27ページの10款の1項4目の13節の使用料の部分で45万7,000円としておりますけれども、保守・保証料としての部分ですね、リースというような感じで変わってきて、今回予算を計上をさせていただいております。以上です。

**議 長** ほかに。福田議員。

**1 番 福 田** 今の件ですけれど、これ機種選定とか中のソフトですよ、

そういったのも町独自で選定されるんですか。というのが、先生とかが変わられたりすると、転勤ですね、とかあると先生も混乱するんじゃないかなと思うのがあって、県単位で統一されるのかなという気がしたのでそこを1点。

それと先ほど生徒数の3分の2とおっしゃったのがどういうことか、残りはどういうふうになるのかっていうのをお聞きしたいと思います。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまの福田議員の質問についてお答えします。まず機種選定はどうするのかというようなお話でございますけれども、機種選定については各学校とも話をしております、今現在470台ほどのタブレットコンピューターの方を保有をしております。これは5年前に町が独自に入れたものでございまして、先ほど言いました3分の2が今回、全児童生徒数の3分の2が国から支給されるということで言いましたけれども、そもそも3分の1は地方財政措置をしているので、各自治体で整備をなさいたいというのが根本にございます。そこで町では5年前に導入した3分の1に相当するような台数がもう既にありますので、こういったものと内容を合わせてですね、やっていかないと、すべてまた今大体概ね1,100人くらいの児童生徒数がございますけれども、これまで保有をしておるタブレットパソコンが活用できないということもございますので、もう現行の機種に合わせた利用をやっていきたいということで、機種は選定したところです。県内では、まだタブレットパソコンを整備していないという自治体もございましたので、そういうところはまとまって同じような機種をですね、同一機種で選定をして購入を、共同調達をしようというところで進んでいる団体もございまして、本町ではもうこれまで保有をしているタブレット機種がございますので、これに合わせることで各学校でも意見を聞いておりますけれども、それでいいというような意見もいただいております。すいません、3分の2の関係については先ほど併せて説明をしたとおりでございますので、以上で説明を終わります。

すいません。あとソフトウェア等についても、これまで本町の令和2年度で予算を計上しておるコンピューターの入れ替えの関係もございまして、こういったものも含めてですね、各小中学校の情報の担当の先生方と昨年度

から予算化をする段階からですね、内容的なものは擦り合わせをしてきたところでは。以上です。

**議 長** ほかに。高以良議員。

**9 番 高 以 良** 13ページでお尋ねします。不動産売払収入として、土地の売り払いを計上されてますが、これは令和元年度分の補正予算のときにも売払収入が計上されてましたが、場所についてはその部分の間伐材について追加で今年度の予算として売り払いを予定しているのかということと、面積とかについてはどの程度の面積があるのかについてということについてお尋ねします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 高以良議員のご質問でございます。町有林の間伐材の売却につきましては、元年度、そして令和2年度と続けて森林組合の方から売却ができましたというふうな連絡がありまして、今回補正予算に上げた次第でございます。具体的な地番、面積、これについてはちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど調べてご報告させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

**議 長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 27ページの先ほどのG I G Aスクールの分ですけども、備品購入のところでW i - F i ルーターということで説明がありましたが、これはポケットW i - F i のことかと思っておりますけども、もしそれでしたら、家に環境がない人用に使われると思うんですが、この通信費というのは使用料ですかね、に関してはどこも上がっておりませんので、その部分がどうなってるのかについていうところをちょっとお願いいたします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまの質問についてお答えします。27ページの方に備品購入費がございますので、ここに小谷議員が言われるようにW i - F i のモバイルルーターを購入しようとしております。対象者としてしましては、準要保護世帯に係る児童生徒用ということで考えております。なお、通信費につきましては、まだ今現状その対象となる児童生徒の世帯の状況が今調査中でございますので、今後状況が確認できましたら、今の現行の予算で各学校に教育振興費で就学援助費ということで予算をもう措置しております。

ので、当面は、補正の予算を計上させていただく時期に合えばですね、こういった調査をもとに補正予算を計上をさせていただきたいと思っておりますけれども、現状まだそういった世帯の状況というのが把握できておりませんので、そういった世帯の状況が把握できた折にですね、またそういった通信費も含めて予算計上をさせていただきたいと考えております。以上です。

**議** 長 はい、小谷議員。

**2 番 小 谷** ということは、これを借りられる世帯ということは、その保護者の負担とかっていうものはなしに通信費まで町の方で見られるっていうことでしょうか。

**議** 長 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまのご質問にお答えします。通信費につきましては国からの助成費用がございませんので、町から助成をしていくということで通信環境を整えるということで考えております。以上です。

**議** 長 ほかに。田口議員。

**8 番 田 口** はい。27ページの文化財保護費は説明がありましたが、どこの場所かというのをお聞きしたいと思います。

**議** 長 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまの質問についてお答えいたします。文化財保護費で文化庁の職員の方に見ていただくというようなことでございますけれども、これは片島の魚雷発射場ということで考えております。以上です。

**議** 長 ほかに。初手議員。

**4 番 初 手** はい。まず21ページの救急医療対策事業費の件でちょっと聞き漏らしておりますので、もう少し内容的に詳しくといたしますか、いろんな想定もされるかと思っておりますので、をお尋ねしたいと思います。

それとあと1点は、25ページ港湾建設費の白石港の分が減額になってますけれども、その辺の要因といたしますか、内容についてお伺いたいと思います。2点お願いいたします。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。1点目の21ページ救急医療対策事業費についての初手議員の質問にお答えします。今回、川棚町医師確保事業助成金交付要綱というのを制定いたしまして、目的は地域医療体制の充実を図り、もって町民

の健康と福祉の増進に寄与することというふうに定めまして、川棚町内に病院もしくは診療所を開設する者、又は町内における医療機関に新たに就業する医師に対し、費用の一部を助成するというように規定をしております。今回30万円を補正額としてしておりますけれども、要綱の中では、開設の場合は100万円、就業する場合は30万円として規定をしてるところであります。今回のこの要綱の施行日は公布の日からとしておりますけれども、適用を4月1日としておりまして、直近で言えば、本川医院の大住元先生を対象とできるのではないかとというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** ただいまのご質問にお答えいたします。港湾建設費の部分であります。白石港湾改修事業として県営事業で行われておりますが、社会資本整備総合交付金ということで県が実施されるということで、1億6,590万の要求をされておりました。それに対し内示がですね、3,000万円ということで、県営事業が行われることになっておりますので、この分の減額に対して地元負担金6分の1ということですので、その差額が2,265万円減額になるということです。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4番初手** 白石の件はそうすると、事業自体については特段影響はないと、事業費も減ることになるんですかね。その辺どういうふうに理解すればいいですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。令和2年度の事業については、減ることになるということでもあります。ですので、完成までの期間が少し延びる可能性もあるということでもあります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに。波戸議員。

**13番波戸** はい、13番波戸です。今回の補正予算と直接は関係していませんけれども、先の報道をしてみますと、東彼杵町の方と波佐見町の方で水道料金の減免という補正予算が上がっておりました。本町では今回水道料金の減免については上がっていませんけれども、それは本町の方は検討されたのか、されなかったのか。また、次の補正予算で検討をされる予定あるのか、ないのか。ないのであれば、ない理由を教えてくださいと思います。

す。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。先ほどの質問にお答えします。第1回目の地方創生臨時交付金の事業計画の折にも、その料金の減免の件、計上といたしますか、計画を上げたところでありますけども、その他の事業で重要な分がありましたので、そこで精査をされて第1回目ではちょっと計画を上げておりません。今回また第2弾があるということですので、その折にも再計画を上げてぜひ実施をしたいと考えております。以上です。

議 長 ほかに。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(16:51)



**議 長** 次に、日程第32、議案第38号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第38号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,012万1,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは内容につきまして、事項別明細で説明をいたします。8ページ、9ページをお開きください。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金につきましては、傷病手当金の支出見込額を計上しております。次のページ。

5款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る増額補正であります。今回の補正の主なものといたしましては、先ほど国保条例の改正の中で説明をいたしました傷病手当金であります。次に歳入を説明します。6、7ページをお開きください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金につきましては、歳出で説明をいたしました費用に係る全額分について増額補正をするものであります。以上で説明を終わります。

**議 長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（16：54）

**議 長** 次に、日程第33、議案第39号「川棚町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第39号「川棚町税条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、4月国会において可決・成立し、4月30日付でそれぞれ公布され、原則として同日から施行されたところであります。そこで、この法律等の改正に伴いまして、川棚町税条例の一部を改正する必要が生じたところであります。今回の改正は、主に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制上の改正であります。

改正の内容につきましては、税務課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

**議 長** 税務課長。

**税 務 課 長** それでは、改正条例について説明をいたします。

改正内容につきましては、配布しております資料「川棚町税条例の改正概

要」、2ページまでの両面刷りした1枚ものがございます。それと新旧対照表に沿ってご説明をいたします。まず第1条による改正。新旧対照表1ページになります。資料は左端、項番1をご覧くださいと思います。

附則第10条の改正、読替規定は地方税法改正に合わせた改正であります。法附則第61条及び法附則第62条のこの2つが新設されたことに伴う改正となっております。なお、これは読替規定となっておりますので、税条例第61条第8項が新旧対照表の5ページというところに載せております。これが読み替えとなっておりますので、またあとをご覧くださいと思います。ここの改正の概要についてですね、説明をいたしますと、新型コロナウイルスの影響により厳しい経営環境にある中小企業等に対して、令和3年度課税の1年分に限りですね、減少幅に応じて償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を軽減するという規定の整備となっております。

続いて項番2、新旧対照表同じく1ページ。附則第10条の2の改正は、わがまち特例の特例率についての規定の改正であります。法附則第62条の新設に伴い、第10条に第27項を新設するとともに、同条第24項の条文について、今回の改正に合わせて所要の規定の整備を行ったものがございます。

続いて項番3、附則第15条の2の改正は、法律の改正に合わせて軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までとする改正となっております。

続いて項番4、資料は2ページになります。新旧対照表も2ページをご覧くださいと思います。附則第24条の改正は、法附則第59条の3項の新型コロナウイルス等に係る徴収猶予の特例、これが創設されたことに伴う所要の規定の整備を行ったものがございます。内容は地方税法等の一部改正で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり納税することが困難である事業者に対し、1年間徴収を猶予できるという特例が設けられたものがございます。

次に2条による改正ですけれども、項番1及び項番2、資料は2ページ、新旧対照表は3ページとなります。附則第10条及び附則第10条の2の改正ですけれども、これは法律の改正に合わせた改正になります。これは令和2年

4月30日の地方税法改正の2条建てにより法附則第60条及び61条が追加されたことによる条ずれの改正となるところでございます。

続いて項番3、附則第25条の改正ですが、法律の改正に合わせて新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の新設に伴い、税条例において規定の整備を行うものでございます。内容は地方税法の改正により文化芸術、スポーツイベントを中止等をした主催者に対し、観客等が入場料の払い戻しを請求しなかった場合に、放棄した全額を町民税における寄附金控除の対象とされる規定の整備を行うものでございます。

続いて項番4、新旧対照表は3ページから4ページ。附則第26条の改正。法附則第61条の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等の特別税額控除の特例が追加されたことに伴う適用年度の改正でございます。令和15年度から令和16年度までという改正を行うものでございます。なお、附則第7条の3の2は、新旧対照表の6ページに記載しているとおりに読み替えということになりますので、あとでご覧いただきたいと思っております。また、それぞれの改正条項に係るですね、施行日につきましては資料の右側に記載しているとおりでございます。

以上で説明を終わりますけども、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

**議** 長 これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号「川棚町税条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「川棚町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(17:03)

**議 長** 次に、日程第34、議案第40号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第40号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び令和2年4月9日付厚生労働省老健局介護保険課事務連絡に基づき、感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して、保険料の免除を行うための改正をするものであります。

なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは、内容についてご説明をいたします。新旧対照表で説明いたします。

第10条の次に第10条の2として新たに条文を設けております。内容といたしましては、新型コロナウイルスの感染により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったときや、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した場合に、一定の要件を満たせば町長は保険料の減免を行うことができるとしたものであります。なお、この減免に要すべき費用につきましては、特別調整交付金により全額財政支援されることとなります。

附則をご覧ください。この条例の施行期日について、公布の日から施行することとしております。

保険料の適用につきましては、令和元年度及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限及び特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているものにおいて適用することとしております。以上、説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(17:07)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第35、議案第41号「工事請負契約の締結（川棚小学校校舎トイレ改修工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求

めます。町長。

**町長** 議案第41号「工事請負契約の締結について（川棚小学校校舎トイレ改修工事）」について提案理由をご説明いたします。

この工事請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する議会に付すべき契約であり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は川棚小学校校舎トイレ改修工事の請負であり、当該工事に係る入札会を去る6月5日、9社による指名競争入札で行った結果、川棚町百津郷長浜364番地、株式会社倉前工業 代表取締役 倉前直弘が、8,162万円で落札決定したところであり、6月10日に仮契約を締結いたしております。

工事概要とその他詳細につきましては、教育次長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長** 教育次長。

**教育次長** はい。それでは本工事の概要につきまして、私の方から説明いたします。

川棚小学校校舎の各階には2か所の児童用トイレが設置してありますが、これらは一部を洋式便器に改修するなどしているものの、建築時の状態で現在も使用しているところがございます。国の調査によると全国的な洋式トイレのある住宅の割合は9割となっているなど、学校トイレの状況は児童生徒の生活環境に合致してない状況にあると考えられています。また、本町では災害発生時の避難場所として各学校が位置付けられており、トイレは避難者の利用も想定しているところではありますが、現状のトイレ施設では高齢者等の避難者の身体状況によっては利用困難な場合も想定されます。加えて既存トイレは湿式床であり排水溝が設置されておりますが、この排水溝の老朽化等の影響から臭気が上がってきたり、床のタイル目地に染みついたアンモニア臭が原因ではないかと考えられる悪臭もあります。また、一般的に濡れたままのトイレ空間は菌や臭いの温床になりやすいとされているところです。このようなことから学校施設及び避難施設の両面からトイレの全面的な改修を行うものでございます。

それでは、工事の概要を説明いたします。議案の2枚目の参考資料から以降の図面等によりご説明いたします。2枚目の参考資料A4版をご覧ください。工期は工事期間を約4か月間と見込み、令和2年10月30日までとしております。工事場所につきましては、川棚町立川棚小学校でございます。次のページに図面がございます。位置図及び校舎等の配置図となっておりますのでご覧ください。図面左上の地図が川棚小学校の位置図であり、図面右側に校舎等の配置図を記載しております。校舎の配置図には13-2普通教室・管理教室棟がございますけれども、ここの左上部角に斜線表示の四角囲みの部分がございます。また、校舎の左手、西側になりますが、13-4普通教室棟があります。ここの上部に斜線表示の四角囲み部分があり、この2か所の斜線表示の四角囲みが今回改修工事を行うトイレの場所となります。また、校舎の配置図の北側町道、中学校との間の町道になりますが、ここと13-1棟、普通教室棟に囲まれた中庭に仮設トイレを設置する予定としており、この仮設トイレの計画につきましては、図面左下に仮設トイレの図面を表示しておりますが、この仮設トイレの設置につきましてはの詳細は、今後学校と打ち合わせにより決定をしていきたいと考えております。次のページの図面2枚目をご覧ください。

13-2棟のトイレ改修計画図でございます。左側に既存の改修前、右側に改修後を表示しております。この図面、13-2棟の改修計画図と2枚目の参考資料の工事概要を合わせながらご覧いただきたいと思います。棟番号13-2の校舎は鉄筋コンクリート造り、3階建て、昭和46年10月に建築したものであり、うち便所部分の面積は1階から3階の合計で109.86平米となっております。本改修工事では、トイレを全面的に改修するものであり、床、壁、天井、内部建具のすべてを改修します。なお、床につきましては、現状は水を流して清掃する湿式方式の床ですが、これを拭き上げにより清掃する乾式床へ改修いたします。次に大便器、手洗い器及び掃除用流しの衛生器具につきましては、すべて取替えと予定としております。特に大便器につきましては、すべてを洋式便器へ取替えるものでございます。このため女子トイレにつきましては、洋式便器の配置に加え、個室スペースの空間を見直すことで、現状より洋式便器、大便器をですね1器増設することができるようになります。男子トイレの便器の数は現状と同じにな



ります。そのほか給水管、汚水管及び排水管の取替え、換気扇、換気ダクトの換気設備、照明器具、配線、スイッチ類の電気設備も全面改修を行うこととしております。なお、1階から3階までの各階が同じ改修内容となります。次に図面の13-4棟をご覧ください。

これにつきましても、A4版の参考資料と合わせてご覧いただきたいと思っております。棟番号13-4の校舎は、鉄筋コンクリート造り、3階建て、昭和60年1月に建築したものでございます。うち便所部分の面積は1階から3階の合計で62.31平米となっております。この棟につきましても、トイレを全面的に改修するものであり、工事内容も13-2棟と同じであることから、詳細につきましては説明を省略させていただきます。なお、床につきましては、13-2棟と同じように乾式床へ改修し、大便器につきましてもすべてを洋式便器へ取替えるものでございます。なお、女子トイレにつきましては、洋式便器の配置に加え、個室スペースの空間を見直すことで現状より1器の増設となります。また、1階から3階までの各階が同じ内容の改修工事となります。

これで工事概要の説明を終わりますが、本議案の最後に入札結果一覧表を添付しておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。

**議 長** これから質疑を行います。ありませんか。山口議員。

**6 番 山 口** これは予算のときにもちょっと聞いたんですが、トイレの改修ですね、かなり騒音その他を発する工事が出てくるんじゃないかと思うんですよね。そしてこれは予算のとき、補正になるんですかね、そのときですね、いわゆる騒音を発する工事については夏休み中に極力行うということだったんですけども、今年の夏休みが、いわゆる25日間と非常に短くなった。そういう中で子どもたちへの授業への、いわゆる工事の騒音等との関係でですね、配慮はどういうふうな形を取るのか。25日で騒音を発するような工事がすべて終わるのかどうかですね。その見通しをちょっとお尋ねしたいと。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。山口議員がおっしゃるように今年度の夏休みは25日間に短縮されるということで、当初の工事の想定から大幅に工事の工程についても計画を見直しながら

やっっていかなければいけないものということで考えております。こうした状況であることにつきましては、各小学校の校長先生も認識はしておられまして、当然音が出る工事、はつり工事などが入ってきますので、こういったものをやはり学校の課業に合わせてしていかなければいけないことも十分考えますけれども、まだ詳細な工事打ち合わせ等は、業者の方ともできておりません。今後工事を実施していくに当たりましては、工程会議等を各学校、それから施工請負業者、それから教育委員会と含めてですね、工程会議なども詳細に行っていく必要がありますので、こういった中で課業の実施の状況なども学校から意見をもらいながらですね、可能な限りこうした課業に影響を与えないような状況で実施をしていきたいと思っております。ただ、具体的にどうやっていくかという工程の状況については、まだ現状、計画はできておりませんので、今後詳細な打ち合わせを学校の方と緻密に打ち合わせながらやっていきたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、山口議員。

**6 番 山 口** 併せてね、今からやるということであればね、もういくらもないわけですよ、工事契約をして工事期間が4か月足らずでございまして。それで現実にこの夏休みが短くなったというのはコロナによる臨時休業によって進捗が遅れていると、そういうことを考えればね、やはり子どもの学習環境どうしていくかというのを優先的に工程というのはね、早急に決めていただきたいと思うんですけど。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教 育 次 長** おっしゃるように夏季休業を潰して授業を実施することについての意義も十分考えながらですね、詳細に打ち合わせをしていきながら、少しでもですね、支障がないような形で実施をしていくよう努めたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号「工事請負契約の締結（川棚小学校校舎トイレ改修工事）」の採決を行います。

お諮りします。本件はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「工事請負契約の締結（川棚小学校校舎トイレ改修工事）」は、可決されました。

(17:24)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第36、議案第42号「工事請負契約の締結（小串小学校校舎トイレ改修工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第42号「工事請負契約の締結について（小串小学校校舎トイレ改修工事）」の提案理由をご説明いたします。

小串小学校校舎トイレ改修工事請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当する議会の議決に付すべき契約でありますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は小串小学校校舎トイレ改修工事の請負であり、当該工事に係る入札会を去る6月5日、8社による指名競争入札で行った結果、川棚町百津郷866番地、有限会社川津工務店代表取締役川津昭洋が、5,445万円で落札決定したところであり、6月10日に仮契約を締結いたしております。

工事概要につきましては、教育次長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。それでは本工事の概要についてご説明いたします。

小串小学校の校舎につきましても、川棚小学校校舎のトイレ工事の内容と一緒にありますけれども、順に説明をさせていただきます。それでは工事概要を説明いたしますので、議案の2枚目の参考資料から以降の図面等によりご説明いたします。参考資料のA4版をご覧ください。

工期は工事期間を約3か月と見込み、令和2年9月30日までとしております。工事場所につきましては、川棚町立小串小学校でございます。次のページの図面をご覧ください。

位置図及び校舎等の配置図となっておりますが、図面左上の地図が小串小学校の位置図になります。図面右側に校舎等の配置図となっております。校舎等の配置図には長方形の縦型、縦置きですね、で1-2普通教室・管理教室棟がございます。この下部分1-1普通教室棟のすぐ真上になる位置に斜線表示で四角囲みの部分がございますが、ここが今回改修工事を行うトイレの場所となります。また、校舎等の配置図の校舎の1-3の普通教室棟と屋内運動場、いわゆる体育館との間に渡り廊下がありますが、ここの間の上部にですね、仮設トイレ計画を予定しております。図面左下に仮設トイレの図面を表示しておりますけれども、これにつきましては詳細を学校と打ち合わせにより決定していくものでございます。図面の2枚目のページをご覧ください。

1-2棟のトイレ改修計画図でございます。左側に既存の改修前、右側に改修後を表示しておりますが、改修前図面の内容には撤去表示があるように、全面的な改修を予定しております。この1-2棟の改修計画図面と2枚目の参考資料、A4版の工事概要を合わせてご覧ください。棟番号1-2の校舎は鉄筋コンクリート造り、3階建て、昭和49年9月に建築したものであり、うちトイレ部分の面積は1階から3階の合計で138.90平米となっております。

本改修工事では、トイレを全面的に改修するものであり、床、壁、天井、内部建具のすべてを改修します。なお、床につきましては、川棚小学校と同

様、現状は水を流して清掃する湿式床ですが、これを拭き上げ清掃する乾式床へ改修いたします。次に大便器、小便器、手洗い器及び掃除用流しの衛生器具につきましても、すべて取替えとなります。大便器につきましては、すべてを洋式便器へ取替えるものです。このため女子トイレにつきましても、改修図面の半分から上が女子トイレになりますが、これにつきましても洋式便器の配置に加え、個室スペースの空間を見直すことで現状より1器増設となっております。男子トイレの便器数は現状と同じでございます。そのほか給水管、汚水管及び排水管の取替え、換気扇及び換気ダクトの換気設備、照明器具、配線、スイッチ類の電気設備の全面改修を行うこととしておりますが、1階から3階までの各階が同じ内容の改修工事となります。

これで工事概要の説明を終わりますが、本議案の最後に入札結果一覧表を添付しておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。

**議 長** これから質疑を行います。堀田議員。

**10番堀田** はい。2点ほど聞きたいと思います。体育館内もトイレがあると思います。それと小串小学校には屋外のトイレもあると思うんですけど、その改修はしないのかですね。

それと、石木小学校はいつ行うのかですね。その2点をお聞きします。

**議 長** 教育次長。

**教育次長** はい。ただいまご質問がありました2点についてお答えいたします。まず体育館と屋外トイレの改修工事をいつ行うかということでございますけれども、今回は校舎内のトイレの改修ということで施工をするものでございますが、今後予定を組みながらですね、改修工事を行っていきたいと思います。今すぐちょっとお答えができる状況にはございません。なお、体育館トイレにつきましては早急にやっていきたいなということは教育委員会でも考えております。

それから、石木小学校のトイレの工事についてのご質問ですけれども、今回令和2年度の当初予算で3小学校の校舎のトイレ改修工事を計画し、予算を計上をさせていただいたところでございます。しかし、まだ令和2年度の当初予算を計上する折に、今回の3校のトイレの改修工事の設計がまだ完了していなかったために、結局完了したのは前年度末、今年の3月中には完成したんですけれども、設計が、設計も平成25年に当初実施設計を行っており

まして、その予算の単価の入替えということで3月で行って、年度末ギリギリで3校のトイレ改修の設計の積み上げがですね、積算が終わったという状況です。そこで今回川棚小学校、それから小串小学校の工事を先行して入札を執行をしていただいたところ、予算が不足しましたので、今回の補正予算で石木小学校のトイレ工事の改修工事の分は、この補正予算の手当てが済み次第ですね、入札の方を実施していただいて、早急に工事ができるように進めていきたいと考えているところです。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員

**6 番 山 口** ちょっとこれおかしいんじゃないですか。予算不足でね、各1校だけね、後回しにしますよというのはね、これは非常におかしいと思うんですよ。やはり今年中に、今年度にね、3小学校同時にやりますという説明があったんです。3月にね、議会の方で。じゃあそれが変わったっていうことはもっと早く議会に説明する必要があるんじゃないですか。だから今年度中にできるのかどうかね、これはきちんとしないと、1校だけ遅れてやりませんよ、来年度ですよと、いわゆる補正予算がつかなければと、これは非常におかしいと思うんです。だからそこをどう考えられたのか。

**議** 長 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。議案第37号、川棚町一般会計補正予算（第3号）で、今回、石木小学校のトイレ工事が不足する補正予算について議決をいただき、手当てをしていただいたところでございます。そこで、もう入札にかけることができるように担当課としてはですね、準備を今現在しております。そこで今後入札の執行の方を早急に実施していただけるように企画財政課の方をお願いしてですね、夏休みの期間中をやはりフルに活用してですね、工事を進めてまいりたいと考えておりますので、そういうことで企画財政課の方とは打ち合わせをさせていただいており、今後速やかに工事の執行ができるように進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

**議** 長 ほかに。はい、山口議員。

**6 番 山 口** この37号でね、石木小学校のトイレの改修の工事はありませんよという説明はなかったわけですね。これは小学校のトイレの改修の工事だけだという説明しかなかったんです。そこで質問がしようがなかつ

た。だから、そこに3小学校入っているもんだと私らは認識して賛成したわけですから。だから37号で説明があった分と今の説明、ちょっと整合性がないと思いますけども。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** 繰り返しになりますけれども、議案37号で補正予算として26ページ、27ページに公立学校施設整備事業、14節工事請負費に1,301万の工事請負費を補正をさせていただいたところでございますけれども、これが今回、石木小学校の入札工事を早急に実施するために今回補正をですね、お願いしたものでございます。当初の予算の中でですね、3校一緒に上げることがちょっと設計の金額から難しかったものですから、今回、設計金額が大きくなった2つの学校から先行して6月5日の入札会を実施をしていただいております、この補正の手当てが済み次第、工事ができるよう今後入札を進めていただくように教育委員会としてはお願いをしておったところでございます。以上です。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** そういう説明が補正予算の中でなかったわけです、説明ね。そして次長は、これをしましたからその中に入ってますと言われる。だからそのところの整合性がないと言ってるんです。だからこれがその予算に入ってるのであれば、石木小学校の分には堀田議員の説明の中でね、さっきの説明では、いわゆる金が足らなかったから今のところは中止ですよと。だからそういう状態ですけども、一からやるならやると、きちんと説明いただきたい。以上です。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** 私は堀田議員の説明において、石木小学校の工事の関係です、補正を手当てをしていただいて、実施をするということがですね、ちょっと説明が不十分だったのかもしれませんが、予算が不足しましたので、この手当てをした上では速やかに工事の実施に移れるよう事務手続きを進めていくということのつもりで説明をしたつもりではございます。そこで今回、議案37号です、補正予算を今回手当てしていただきましたので、工事に取りかかる準備ができたということでご理解をいただきたいと思っております。そこで今後速やかにですね、工事の執行ができるように進めていく

準備は教育委員会担当としてはやっておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。水谷議員。

**1 2 番 水谷** ちょっと参考資料ですね、倉前工業さんの指名取消ってというのはどういう原因なのかなというふうに思ってるんですが、それをちょっとお尋ねです。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** 今回の小学校2件の入札につきましては、指名業者選定委員会の方で業者選定を行ったところでございます。今回の小学校2校のトイレ改修工事につきましては規模も大きい、そして夏休みを使った期間も3か月から4か月という形でやっておりますので、非常に困難な工事であろうと考えたところでございます。そこでですね、困難な工事ということから同会社が2つのトイレ工事を行うというのは非常に厳しいと判断したところでございまして、まず川棚小学校のトイレ改修工事の方で倉前工業が落札しましたので、その川棚小学校の現場説明書の中にですね、落札した業者につきましては次の小串小学校の入札の指名を取り消すという記載をさせていただきました。倉前工業の方が落札いたしましたので、次の小串小学校の入札におきましては、指名取消という取扱いを行ったということでございます。以上でございます。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。炭谷議員。

**1 1 番 炭谷** この2件の契約についてですけど、契約金額ってというのは別個にありまして、落札額というのが最後に載っているわけですけども、落札額から約1割ほど契約金額は高いというふうなのはこういったことなんでしょうか。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。その10パーセントの分につきましては、消費税でございまして。以上でございます。

**議** 長 ほかに。よろしいですか。

(発言なし)



**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号「工事請負契約の締結（小串小学校校舎トイレ改修工事）」の採決を行います。

お諮りします。本件はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「工事請負契約の締結（小串小学校校舎トイレ改修工事）」は、可決をされました。

(17:46)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第37、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務厚生委員長と産業建設文教委員長から、川棚町議会規則第75条の規定により、お手元に配布をいたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務の継続調査申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、総務厚生委員会、産業建設文教委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申し出のと

おり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(17:47)

**議 長** 次に、日程第38、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容等に変更があった場合は議長に一任することに決定をいたしました。

(17:47)

**議 長** ここで、高以良議員に確認をさせていただきます。先ほど、議案第37号、一般会計補正予算の第3回のところで、町有林の立木売払収入の件で広さはどれくらいかといったような質問をされたかと思います。企画財政課長が後ほど調べてということでありましたけれども、閉会後でよろしいかどうか。よろしいでしょうか。

**9番高以良** はい。

**議 長** はい。じゃあそのように閉会後に説明をさせるということがあります。

**議 長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた、条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います

が、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。休憩も取らずに申し訳なく思っております。これで会議を閉じます。

令和2年6月川棚町議会定例会を閉会をいたします。ご起立願います。長時間お疲れ様でした。

( 1 7 : 4 9 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 \_\_\_\_\_ 村井達己

会議録署名議員 \_\_\_\_\_ 福田徹

会議録署名議員 \_\_\_\_\_ 小谷龍一郎